

建産連ニュース

社団法人 埼玉県建設産業団体連合会

'93/7

JULY.15. THU No.57



夜空に光の大輪 (YOUR-S360花火)

建産連の

SLOGAN
活動指標

- 一、建設産業の果すべき社会的使命の重要性を自覚し、この事業を通じて県民福祉の増進に寄与する。
- 一、建設産業全体が連帯協調し、建設産業の社会的地位の向上に努める。
- 一、建設産業の経営体質の改善を図り、労働生産性の向上に努める。
- 一、総合工事業と専門工事業間の新しいパートナーシップを確立し、企業活動の活性化を図る。
- 一、建設産業の職場環境の改善と作業の安全を図るとともに、建設産業従事者の福祉向上に努める。

世相断面

澤田 廣

1. 景気の指標

景気の好、不況は、肌に感ずるものと指標で見えるものがあり、見る人によって異なる。マネーサプライ、失業率、求人、在庫、公共、住宅、売上、金利などを数年を展望する。

特に、バブルの時との比較は問題がある。

この土地騰貴の85年の比較では、今の状態は単的に銀行、不良債券、他は殆ど通常の状態になっている。

しかし、現実では、不況感は消えていない。

2. 青少年の広場

この国会で「こどもの権利に関する条約」を批准した。

この内容は、改めてこれからの課題である。

ここでは、私の法務での発言だが、

学校で怪我をすれば学校の責任、プール、保育園、幼稚園、グラウンド、公民館、海、川、山、必ず管理者と監督者の賠償判決が多い。

結局、どこも入っては困るということになり、使用を禁じられ、個人の権利が強くなりすぎると世間を狭くする。

この累積が今日である。これでいいのか。

3. 労働基準法改正

年間労働時間はこれから1800時間を目指す。

今漸く2000時間位か、残業手当も25%から50%に政令できめる。

30%位になるかも、これには、労働の質、密度の向上など仕事の効率も課題になる。

家族の余暇、内容も大切である。

今こそが 平成維持の 世直し

(筆者・埼玉県下水道施設維持管理協会会長)

建産連ニュース・目次

表紙写真説明

“真夏の夜空に鮮かに広がる光の大輪”

浦和市地区荒川総合運動公園で開催される YOUR-S360花火大会、1万発の花火の競演で市民から親しまれている。今年は8月21日を予定。(提供・浦和市広報課)

◆巻頭言	1
◆総合工事業者・専門工事業者間の契約締結に至るまでの手順等の指針	3
◆建設工事公衆災害防止対策要綱(建築工事編)について建設省策定	7
◆特集・行政情報	
1) 県立高校における学科再編計画等について	13
2) 埼玉県建設産業構造改善推進協議会等の動き	16
◆シリーズ特集・21世紀を展望した街づくり その53(蕨市)	19
◆平成五年度通常総会 ……付事業計画骨子	21
◆会員団体平成五年度事業計画概要	26
◆事業報告	
1) 施設見学会の実施 所沢航空発祥記念館他	34
2) 時局講演会開催 政治評論家 森田 実氏	36
◆理事会・委員会報告	37
◆告知板	
1) 公共事業労務費調査結果(H4.10調査)	39
2) 県工事業種別入札参加資格者分布	40
3) 建設工事業種別格付一覧表(H5~6年度)	41
◆企画シリーズ・県内文化遺産めぐり	
古寺社探訪(7)	42
◆建産連だより	
会員団体の動静	45
◆連合会日誌	47
●(財)建設物価調査会案内広告	46

総合工事業者・専門工事業者間における 契約締結に至るまでの手順等の指針

建設生産システム合理化推進協議会策定

標記の指針は、中央における建設生産システム合理化推進協議会が平成4年度の検討テーマとして掲げ取り組んできたもののまとめであります。過般全国建産連を通じ会員団体をはじめ傘下の会員企業へ向けその周知方の要請に基づいて、ここにその全容を転載することとしました。もとより本指針は従来から各企業間で行われている契約行為を拘束するものでないことはいまでもありませんが、指針の冒頭に述べているとおり、双方が建設生産活動の協力者として対等の立場を確保すること、役割分担を明確にし確実にその責任を果たすことという大局的な観点から策定されたものと理解されたい。なお、契約締結の適正かつ合理化は第2次構造改善推進プログラムに示す主要課題であり、当建産連としましても先に埼玉県建設生産システム合理化推進協議会に付託し、その検討をお願いいたし近くその結果が答申の形でお受けすることになっておりますことを申し添えます。(W)

策定の趣旨

建設産業の生産活動は、設計者、総合工事業者、専門工事業者、資機材業者等が複雑に組み合わされて行なわれている。建設産業の健全な発展を図り、効率的な建設生産システムを築き上げるためには、関係業者間における合理的な分業関係を確立することが必要である。

この分業関係のうち、総合工事業者、専門工事業者間の契約関係については、その片務的な実態を是正し、双方が建設生産活動の協力者（パートナー）という対等な立場を確保するとともに、それぞれが自らの役割を深く認識し、確実にその責任を果たすことが必要であり、平成4年3月建設省において策定された「第二次構造改善推進プログラム」においても、契約締結に至るまでの適正な手順の明確化等を図ることが重要な事業として位置付けられているところである。

総合工事業者、専門工業者間の契約締結の実態は、多種多様となっており、本来、書面によるべき重要な情報伝達が口頭で行なわれている場合が多いこと、工事の着手が契約より先行している場合があること等、総合工事業者、専門工事業者それぞれの立場で多くの問題点を抱えている。また、工事金額の折衝において、見積費目の重要性和双方対等の立場での協議の必要性が指摘されているところである。

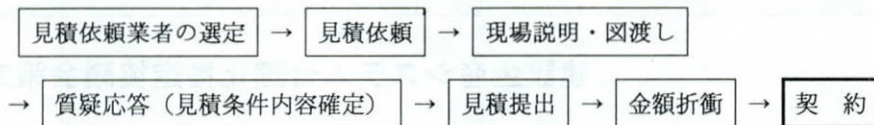
本協議会は、こうした実態を踏まえ、工事の着手前に適正な契約が締結されることを前提に、次のとおり、契約締結に至るまでの適正な手順及び総合工事業者、専門工事業者が契約締結に至るまでの各段階において実施すべき事項を指針として申し合わせるものである。

また、本協議会構成団体は、傘下会員企業に対し本指針の周知徹底を図り、契約締結に至るまでの手順等の適正化に努めるものとする。

1. 契約締結に至るまでの手順について

(1) 契約締結に至るまでの手順

総合工事業者、専門工事業者間における契約締結に至るまでの手順は、次のとおりとする。



(2) 契約締結に至るまでの手順の実施方法

契約締結に至るまでの手順である見積依頼、現場説明、質疑応答、見積費目の提示、費用負担の取決めは、書面を用いることとし、必要に応じて口頭による説明を加える等、伝達事項の詳細について、総合工事業者、専門工事業者双方の意思統一を図る。

(3) 見積依頼時の揭示事項

見積依頼において、総合工事業者は専門工事業者に対し、次の事項を書面にて提示する。

- ① 工事名称
- ② 施工場所
- ③ 工期
- ④ 担当工事の概要
- ⑤ 支払条件
- ⑥ 現場説明・図渡しの日時・場所

なお、以上の項目のほか、必要に応じてその他の事項を追加提示する。

2. 契約締結に至るまでの各段階で実施すべき内容について

(1) 現場説明

現場説明において、総合工事業者、専門工業者それぞれが実施すべき内容は、次のとおりとする。

総合工事業者	専門工事業者
<ul style="list-style-type: none"> ・見積条件の明確化（注1） ・見積費目の提示（注2） ・原則として現地で開催 ・工事に精通した社員の出席 ・工事監督担当者の出席（注3） ・図面から読み取れない特殊事項の説明 	<ul style="list-style-type: none"> ・見積条件の確認 ・見積費目の確認 ・業務に精通した社員の出席 ・受領した図面、仕様書等による質疑事項の整理 ・図面と現地との不具合が生じた場合の総合工事業者との詳細図等による確認

（注1）次に掲げる見積条件を書面により提示し、必要に応じて口頭で説明する。

条 件	内 容
1. 施工場所	立地条件等
2. 工 期	全体工程及び当該工事工程等
3. 制約条件	作業時間帯制限等
4. 特記条件	工法指定等
5. 支給材料	材料支給の有無等
6. 無償貸与物	仮設材等の貸与等
7. 製品メーカーの指定	使用材料のメーカー指定の有無
8. 見積書の提出期限	

なお、以上の項目のほか、施工計画書の提示等を考慮することが望ましい。

(注2) 見積金額の算出根拠を明確にし、適正な金額折衝を可能とするため、使用する見積費目を書面にて提示するとともに、各費目の具体的内容を双方で確認する。なお、必要に応じて口頭で説明する

【標準的な見積費目】

直接工事費 + 共通仮設費 + 現場管理費 + 諸経費

(各費目については、安全に十分配慮するものとする。)

(注3) 必要に応じ、設計者の出席にも配慮する。

(2) 図渡し

図渡しにおいて、総合工事業者、専門工事業者それぞれが実施すべき内容は、次のとおりとする。

総合工事業者	専門工事業者
<ul style="list-style-type: none"> ・正確かつ見積作業に十分な図面、仕様書の揭示 ・数量調査の提示 ・業務分担区分を明確にした詳細図、仮設計画図の提示 	<ul style="list-style-type: none"> ・見積作業に必要な図面、仕様書の確認 ・受領した図面、仕様書、工程表等による見積範囲の確認

(3) 質疑応答

質疑応答において、総合工事業者、専門工事業者それぞれが実施すべき内容は、次のとおりとする。

総合工事事業者	専門工事業者
<ul style="list-style-type: none"> ・担当者の明示 ・職務上権限を有する者の対応 ・迅速かつ正確な対応 ・記録（書面）の保存 	<ul style="list-style-type: none"> ・担当者の明示 ・質問内容の明確化 ・迅速な質問 ・記録（書面）の保存

(4) 見積提出

見積提出において、総合工事業者、専門工事業者それぞれが実施すべき内容は、次のとおりとする。

総合工事業者	専門工事業者
<ul style="list-style-type: none"> ・依頼内容、現場説明時の提示条件等が満たされているかの確認 ・安全面が十分配慮されているかの確認 ・欠落部分の明確な指示 	<ul style="list-style-type: none"> ・依頼内容、現場説明時の提示条件等を満たしているかの確認 ・安全面を十分配慮しているかの確認 ・欠落部分についての迅速な対応

3. その他

(1) 費用負担の明確化

仮設の内容、残材処理費の負担、動力用水光熱費の負担、片付け・清掃の分担等については、総合工事業者、専門工事業者双方が書面にて明確にしておく。

(2) 協議の機会

契約締結に至るまでの各段階において、総合工事業者、専門工事業者双方で協力者（パートナー）として対等な立場を確保しつつ、見積条件や費用負担の取決め及び施工図関係、施工管理業務の各々の役割分担等について協議する機会を持ち、書面等において不明な点を残さぬようにしておく。

(3) 適正な請負契約の締結のための準備

契約締結の際、契約変更等建設業法第19条第1項に規定されている事項についての対応が的確になされ、建設工事標準下請契約約款等に基づき、適正に請負契約が締結されるよう、事前に十分な協議を行う。

—以上—

建設工事公衆災害防止対策要綱について

平成5年1月制定

—建設省—

標記の要綱は、建設省が本年一月全国都道府県に通知し、建設業者に対し周知を図ったうえ遵守方の指導要請がなされたものである。制定の趣旨及び経緯は、建設工事における適正な施行を確保し、公衆災害を防止するための技術基準として策定されたもので、最近の建設工事の技術的進歩や市街地等での複雑な制約条件に対応しつつ、建設工事現場における最近の重大事故の発生に対処、これまでの「市街地土木工事公衆災害防止対策要綱」の適用範囲及び規定内容を見直すとともに、新たに建築工事に関する規定を設け、これを「土木工事編」と「建築工事編」に分けて具体的に対策案を明示したものである。なお、この要綱の制定により、昭和39年制定その後一部改正の「市街地土木工事公衆災害防止対策要綱」は廃止とした。ここでは建産連として幅広い関係にある「建築工事編」（全文11章68項）を原文のまま転載することとした。（W）

建設工事公衆災害防止対策要綱（建築工事編）

第1章 総 則

（目的）

第1 この要綱は、建築工事の施工に当たって、当該工事の関係者以外の第三者（以下「公衆」という。）の生命、身体及び財産に関する危害並びに迷惑（以下「公衆災害」という。）を防止するために必要な計画、設計及び施工の基準を示し、もって建築工事の安全な施工の確保に寄与することを目的とする。

（適用）

第2 この要綱は、建築物の建築、修繕、模様替又は除却のために必要な工事（以下「建築工事」という。）に適用する。

2 発注者（発注者の委託を受けて業務を行う設計者及び工事監理者を含む。以下同じ。）及び施工者は、建築工事に当たって、公衆災害を防止するために、この要綱の各項目を遵守しなければならない。ただし、この要綱に

おいて発注者が行うこととされている内容について、契約の定めるところにより、施工者が行うことを妨げない。

（工法の選定）

第3 発注者又は施工者は、建築工事の計画、設計及び施工に当たって、公衆災害の防止のために必要な調査を実施し、関係諸法令を遵守して、安全性等を十分検討した有効な工法を選定しなければならない。

（工期）

第4 発注者は、建築工事の工期を決めるに当たっては、この要綱に規定されている事項が十分に守られるように配慮しなければならない。

（公衆災害防止対策経費）

第5 発注者は、建築工事を実施する地域の状況を把握した上、この要綱に基づいて必要と

なる経費を、工事金額の中に計上しなければならない。

- 2 施工者は、工事の見積金額を算出するに当たっては、この要綱に基づいて必要となる経費を計上しなければならない。

(現場組織体制)

- 第6 施工者は、建築工事に先立ち、当該工事に係る立地条件等を十分掌握した上で、工事の内容に応じた適切な人材を配置し、指揮命令系統の明確な現場組織体制を組むとともに、工事関係者に工事の内容や使用機器材の特徴等について周知させるものとする。
- 2 施工者は、複数の請負関係の下で工事を施工する場合には、特に全体を統轄する組織により、安全施工の実現に努めなければならない。

(隣接工事との調整)

- 第7 発注者は、異なる施工者に建築工事を隣接輻輳して施工させる場合には、公衆災害の防止のため、施工者間で適切に連絡調整が行われるような措置を講じなければならない。
- 2 施工者は、施工者が異なる建設工事に隣接輻輳して建築工事を施工する場合には施工者間で連絡調整を行い、公衆災害の防止に努めなければならない。

(付近居住者等への連絡)

- 第8 発注者及び施工者は、建築工事の施工に当たっては、必要に応じて、あらかじめ当該建築工事の概要を付近の居住者等に周知させ、その協力を求めなければならない。
- 2 施工者は、建築工事の施工に当たっては、発注者と連絡を密にし、付近の居住者等の公衆災害防止に対する意向を十分考慮しなければならない。

(事故発生時の措置)

- 第9 施工者は、建築工事の施工により事故が

発生し、公衆に危害を及ぼした場合には、直ちに応急処置及び関係機関への連絡を行うとともに類似の事故が再発しないよう措置を講じなければならない。

第2章 一般事項

(整理・整頓)

- 第10 施工者は、常に工事現場内を整理整頓し、塵埃等により周辺に迷惑の及ぶことのないよう注意しなければならない。
- 2 施工者は、工所用材料の集積に当たっては、倒壊、崩落、落下等が起こらないよう、安全にこれを行わなければならない。

(飛来落下による危険防止)

- 第11 施工者は、工事現場の境界の近くで、かつ、高い場所から、くず、ごみその他飛散するおそれのある物を投下する場合には、建築基準法の定めるところによりダストシュートを設置する等、当該くず、ごみ等が工事現場の周辺に飛散することを防止するための措置を講じなければならない。
- 2 施工者は、工事をする部分が、工事現場の境界線の近くで、かつ、高い場所にあるとき、又は、はつり、除却、外壁の修繕等に伴う落下物によって工事現場の周辺に危害を及ぼすおそれがあるときは、建築基準法の定めるところにより、工事現場の周囲その他危害防止に必要な部分をネット類又はシート類で覆う等の防護措置を講じなければならない。

(粉塵対策)

- 第12 施工者は、建築工事に伴い粉塵発生のおそれがある場合には、発生源を湿潤な状態に保つ、発生源を覆う等、粉塵の発散を防止するための措置を講じなければならない。

(適正な証明)

第13 施工者は、建築工事に伴い既存の照明施設を一時撤去又は移動すること等により十分な明るさを確保することが困難になった場所において、公衆の通行等に支障をきたすおそれがある場合には、適切な照明設備を設けなければならない。

(火災防止)

第14 施工者は、建築工事のために火気を使用する場合には、必要に応じて、あらかじめ所轄消防署に連絡し、必要な手続きを行わなければならない。

2 施工者は、火気を使用する場合には、建築基準法等関係諸法令を遵守し、その場所に不燃材料の囲いを設ける等引火、延焼を防止する措置を講ずるほか、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一 火気の使用は、建築工事の目的に直接必要な限度にとどめ、工事以外の目的に使用する場合には、あらかじめ火災のおそれのない箇所を指定し、その場所以外では使用しないこと。

二 防火対象物の消火に見合った消火器及び簡易消火用具を準備しておくこと。

三 火のつき易いものの近くで使用しないこと。

(騒音、振動及び電波障害対策)

第15 発注者又は施工者は、建築工事の施工に当たっては、騒音、振動及び電波障害に配慮した工法等を選定しなければならない。

また、やむを得ず工事中に発生させる騒音、振動及び電波障害に対しては、必要に応じて、それを軽減する措置を講じなければならない。

(周辺構造物への対策)

第16 施工者は、工事中においては、周囲の地盤のゆるみ又は沈下、構造物の破損、汚損等に十分注意するとともに、必要に応じて構造物の補強又は養生等について、その構造物の管

理者とあらかじめ協議し、構造物に対する危害を防止するための措置を講じなければならない。

2 施工者は、構造物に近接して工事を行うに当たって、埋設物が予想される場合には、工事に先立ち、既存資料等により、その埋設物の位置等を確認しなければならない。

(公共設備等への対策)

第17 発注者は、工事により影響があると思われる範囲内の公共の埋設物、架空線等の処理、防護等について、十分考慮して設計しなければならない。

2 施工者は、公共の埋設物、架空線等に近接して工事を施工する場合には、あらかじめその埋設物、架空線等の管理者及び関係機関と協議し、施工の各段階における保安上必要な措置、埋設物、架空線等の防護方法、立会の有無、緊急時の連絡先及び連絡方法等を決定しておかななければならない。

3 施工者は、工事現場及びその周辺に公衆電話、消火栓、火災報知器等がある場合には、それらの施設の管理者の指示に従い、一般の使用に支障がないような措置を講じておかななければならない。

(道路上での作業)

第18 施工者は、やむを得ず工事現場外の道路上(上空を含む。)において、作業し、建設機械等を置き又は作動させる場合は、通行者等が安全に通行できるよう措置し、作業範囲内への立入りを制限する等公衆災害を防止するための措置を講じなければならない。

(巡視)

第19 施工者は、安全巡視等により工事現場内及びその周辺の安全巡視を励行し、事故防止設備の完備及びその維持管理に努めなければならない。

第3章 交通対策

(現場への車両の出入り)

第20 施工者は、工事現場への車両の出入りに当たっては、必要に応じて、専従の交通誘導員を配置し、公衆の通行に支障を与えないようにしなければならない。また近接して他の建設工事が行われる場合には、施工者間で交通の誘導について十分な調整を行い、交通の安全を図らなければならない。

2 施工者は、工事現場へ車両等を出入りさせる場合には、道路構造物及び交通安全施設等に損傷を与えることのないよう注意しなければならない。

なお、損傷させた場合には、直ちに当該管理者の指示により復旧しなければならない。

(車両交通対策)

第21 施工者は、建築工事の車両が交通に支障を起すおそれがある場合には、関係機関と協議を行い、必要な措置を講じなければならない。

2 施工者は、公衆の通行を迂回させる必要がある場合には、関係機関と協議を行い、まわり道の入口及び要所に案内用標示板等を設置し、公衆が容易にまわり道を通し得るようにしなければならない。

3 施工者は、公衆の通行の用に供する部分の通行を制限する必要がある場合には、関係機関と協議を行い、必要な措置を講じなければならない。

なお、関係機関から特に指示のない場合は、次の各号に掲げるところを標準とする。

- 一 制限した後の道路の車線が1車線となる場合にあっては、その車道幅員は3メートル以上とし、2車線となる場合にあっては、その車道幅は5.5メートル以上とすること。
- 二 制限した後の道路の車線が1車線となる場合で、それを往復の交互交通の用に供する場合においては、その制限区間をできるだ

け短くし、その前後で交通が渋滞することのないように措置するとともに、必要に応じて交通誘導員等を配置すること。

(歩行者対策)

第22 施工者は、本章第21(車両交通対策)第3項に該当する場合には、歩行者が安全に通行し得るために、車道とは別に幅0.75メートル以上、特に歩行者の多い箇所においては幅1.5メートル以上の歩行者用通路を確保し、必要に応じて交通誘導員を配置する等の措置を講じ、適切に歩行者を誘導しなければならない。この場合において、歩行者用通路と車両の交通の用に供する部分との境は、必要により、移動さくを間隔をあけないように設置し、又は移動さくの間安全ロープ等をはってすき間ができないよう設置する等明確に区分けするとともに、歩行に危険のないよう路面の凹凸をなくし、必要に応じスロープ等を設けなければならない。

第4章 仮設構造物

(仮囲い、出入口)

第23 施工者は、工事期間中、原則として工事現場の周辺にその地盤面からの高さが1.8メートル(特に必要がある場合は3メートル)以上の板べいその他これに類する仮囲いを次の各号に掲げるところに従い設け、適切に維持管理しなければならない。

一 強風等により倒壊することがないように十分に安全な構造とすること。

二 工事期間に見合った耐久性のあるものとする。

2 施工者は、仮囲いに出入口を設けるに当たっては、次の各号に掲げるところに従い適切に設置し、維持管理しなければならない。

一 できる限り交通の支障が生じない箇所に設置すること。

二 開放した時は、工事に必要な車両が入退場できるだけの有効な高さと同幅を有すること。

三 工事に必要がない限りこれを閉鎖しておくとともに、公衆の出入りを禁ずる旨の掲示を行うこと。

四 車両の出入りが頻繁で、出入口を開放しておく場合は、見張員を配置し、公衆の出入口を防止するとともに、出入りする車両の誘導にあたらせること。

五 扉の構造は、引戸又は内開きとすること。

(歩行者用仮設通路)

第24 施工者は、工事の状況によって工事現場内に公衆を通行させざるを得ない場合には、次の各号に掲げるところに従い、公衆が安全に通行でき、かつ、誤って作業場内に立入ることのないような歩行者用仮設通路を設けなければならない。

- 一 仮設通路と作業場との境界には、さく、パネル等を設けること。
- 二 仮設通路は、原則として幅1.5メートル以上とすること。ただし、前記幅員の確保が困難な場合で、かつ、公衆の通行に支障が障がない場合には、0.75メートル以上とすることができること。
- 三 仮設通路の有効高さは、2.1メートル以上を確保すること。
- 四 工事用の油類、粉塵等の落下を防ぐ措置を講ずるとともに、落下物が予測される範囲の上部には、防護棚等を設けること。
- 五 路面は、つまずき、すべり、踏抜き等の危険のない状態を保持すること。
- 六 必要な標識等を掲げ、夜間には、適切な照明等を設けること。

(乗入れ構台)

第25 施工者は、乗入れ構台を設ける場合には、用途に応じた形状及び規模のものとし、想定される積載荷重及び外力に十分耐える構造と

しなければならない。

(荷受け構台)

第26 施工者は、荷受け構台を設ける場合には、揚重材料に応じた形状及び規模のものを適切な位置に設けるものとし、想定される荷重及び外力に十分耐える構造のものとしなければならない。

2 施工者は、荷受け構台が工事現場の境界に近接している場合には、構台の周辺に手すりや幅木を設ける等落下物による危害を防止するための設備を設けなければならない。

3 施工者は、荷受け構台を設けて材料等の揚重を行うに当たっては、原則として、速やかに揚重材料を荷受け構台上から移送するものとし、やむを得ず揚重材料を荷受け構台上に滞留させる場合には、荷崩れ、風等により飛来落下するおそれのあるものは、堅固な部分に固定する等の措置を講じなければならない。

(外部足場)

第27 施工者は、外部足場の倒壊及び崩壊を防止するため、外部足場の計画に当たっては、想定される荷重及び外力の状況、使用期間等を考慮して、種類及び構造を決定するとともに、良好な状態に維持管理しなければならない。

特に、外部足場と建築物の構造体との壁つなぎは、工事現場の状況に応じて水平方向及び垂直方向に必要な数を堅固に行うとともに、足場の脚部は滑動防止の措置を講じなければならない。

2 施工者は、外部足場の組立て及び解体に当たっては、事前に作業計画を立て、関係者に時期、範囲、順序等を周知させ、安全に作業を実施しなければならない。

3 施工者は、外部足場から、ふ角75度を超える範囲又は水平距離5メートル以内の範囲に隣家、一般の交通その他の用に供せられている場所がある場合には、落下物による危害を

防止するため、足場の必要な部分を鉄網もしくは帆布で覆い又はこれと同等以上の効力を有する防護措置を講じなければならない。この場合において、鉄網、帆布等は、足場骨組に緊結し、落下物による衝撃に十分耐えられる強度を有するものとし、鉄網、帆布等を支持する足場の骨組も、当該衝撃に対し、安全なものとしておかなければならない。

(防護柵)

第28 施工者は、建築工事を行う部分から、ふ角75度を超える範囲又は水平距離5メートル以内の範囲に隣家、一般の交通その他の用に供せられている場所がある場合には、本章第27(外部足場)の規定に基づく他、落下物による危害を防止するため、次の各号に定めるところにより防護柵を設けなければならない。ただし、特殊な施工方法による場合においては、想定される落下物の状況に応じた適切な措置を講ずることによりこれに代えることができる。

一 建築工事を行う部分が、地盤面からの高さが10メートル以上の場合にあっては1段以上、20メートル以上の場合にあっては2段以上設けること。

二 最下段の防護柵は、建築工事を行う部分の下10メートル以内の位置に設けること。

なお、外部足場の外側より水平距離で2メートル以上の出のある歩道防護構台を設けた場合は、最下段の防護柵は省略することができること。

三 防護柵は、すき間がないもので、十分な耐力を有する適正な厚さであること。

四 骨組の外側から水平距離で2メートル以上突出させ、水平面となす角度を20度以上とし、風圧、振動、衝撃、雪荷重等で脱落しないよう骨組に堅固に取り付けること。

2 施工者は、防護柵を道路上空に設ける場合には、道路管理者及び所轄警察署長の許可を受けなければならない。

(危険物貯蔵)

第29 施工者は、工事現場内に危険物を貯蔵する場合には、関係諸法令に従い、適正に保管しなければならない。

特に、可燃性塗料、油類その他引火性材料の危険物又はボンベ類の危険物は、関係諸法令の定めるところにより、直射日光を避け、通気・換気の良いところに危険物貯蔵所を設置して保管するとともに、「危険物」、「火気厳禁」等の表示を行い、取扱者を選任して、保安の監督をさせなければならない。

2 施工者は、一定量以上の指定可燃物を貯蔵し又は取り扱う場合には、必要に応じ、関係機関へ届出を行い、又は関係機関の許可を受けなければならない。

(第5章以下は次号に掲載)



県立高校における学科再編等について

———県教育局———

県教育局は、今年度始めに平成5・6年度における学科の再編と新たに設置する就学コース実施校を明かにした。その狙いは変化する社会的ニーズを背景に「生徒の個性や進路希望に即応する教育現場の実現」で、その成果が期待されるものである。(W)

施策展開に当たって県教育局は、その基本的な考え方を次のごとく述べている。

職業高校における既設の学科を、社会・経済の変化に対応する学科に再編し、時代の要請に応える学習内容とすることによって、将来の職業生活において、技術革新や産業構造・就業構造の変化に適応できる能力を育成すると、また、普通高校においても、生徒の能力、適性、興味、関心、進路等が多様化している実態や社会の変化に適切に対応するとともに、学校の個性化、特色化を図り、生徒の個性、進路希望に即応する教育の推進を図るため、学科転換、コース設

置を行なうとしている。

平成5年度及び平成6年度における学科再編校及びコース設置校は、別掲のとおりである。

なお、業界関心事である土木、建築業業界に直結の学科は、一部の学校で学科名称を変更しイメージアップを図ったとするものもあるが、設置校、学級数、募集人員ともに従来と変わっていない。

学卒者雇用のための参考に職業系（専門学科）高校の平成5年度一学年生徒募集状況一覧表を掲げてみた。

学区	学校名	コース	男・女・共	募集学級	募集人員
1 南	大宮武蔵野	日本文化	共	2	80
2 中	富士見	国際文化	共	2	80
3	吉見	国際観光 ビジネス	共	1	40
4	秩父東	体育	女	1	40
8	南 越谷東	国際文化	共	2	80
	北 菖蒲	国際文化	共	1	40
合計6校				9	360

学科転換（次表で再掲）

学校名	4 年 度				5 年 度			
	学 科	男・女・共	募集学級	募集人員	学 科	男・女・共	募集学級	募集人員
越谷南	普通	共	10	450	普通	共	9	405
					外国語	共	1	45
川越農業	園芸	共	2	80	園芸	共	1	40
					生物生産工学	共	1	40
浦和商業	商業	共	7	315	商業	共	5	225
					情報処理	共	2	90
岩槻商業	商業	共	7	315	商業	共	5	200
					情報処理	共	2	80

平成5年度埼玉県公立高校1学年生徒募集人員等一覧

学校名	学 科	男・女 共	募集 学級	募 集 人 員
農業に関する学科				
与野農工	園芸	共	1	40
	造園	共	1	40
	食品化学	共	2	80
鳩ヶ谷	園芸デザイン	共	1	40
川越農業	農業	共	2	80
	園芸	共	1	40
	環境土木	男	1	40
	生活技術	女	1	40
	食品	共	1	40
	生物生産工学	共	1	40
秩父農工	農業	共	1	40
	食品化学	共	1	40
	林業	共	1	40
	生活技術	女	1	40
児玉農工	農業	共	1	40
	環境デザイン	共	1	40
熊谷農業	食品化学	共	2	80
	生活技術	女	2	80
	生物生産工学	共	2	80
	生物生産技術	共	2	80
羽生実業	園芸	共	1	40
	農業経済	共	1	40
杉戸農業	農業	男	1	40
	園芸	男	1	40
	生物生産工学	共	1	40
	生活技術	女	2	80
	造園	男	1	40
	食品流通	共	1	40
農 業 科 計			35	1,400
工業に関する学科				
浦和工業	電気	共	2	80
	機械	共	2	80
	設備システム	共	2	80
	情報技術	共	1	40

川口工業	機械	男	3	120
	電気	男	2	80
	電子	共	2	80
与野農工	土木	共	2	80
大宮工業	機械	共	2	80
	電気	共	2	80
	建築	共	2	80
	電子機械	共	2	80
新 座 総合技術	電子機械	共	1	40
	情報技術	共	1	40
	工業デザイン	共	1	40
川越工業	繊維デザイン	共	1	40
	工業化学	共	2	80
	建築	共	1	40
	機械	共	2	80
狭山工業	電気	共	2	80
	機械	共	2	80
	電子機械	共	2	80
玉川工業	電気	共	1	40
	情報技術	共	1	40
	機械	共	2	80
	建設技術	共	2	80
秩父農工	電子機械	共	1	40
	電気	共	2	80
	機械	共	2	80
児玉農工	機械	共	1	40
	電子機械	共	1	40
熊谷工業	電気	共	2	80
	建築	共	1	40
	土木	共	1	40
	機械	共	2	80
	情報技術	共	2	80
	機械	男	2	80
行田工業	電気	男	2	80
	電子機械	共	2	80
	電子機械	共	2	80
越谷 総合技術	電子機械	共	2	80
	情報技術	共	1	40

三郷工業技術	機械	共	2	80
	電子機械	共	1	40
	電気	共	1	40
	情報電子	共	1	40
	情報技術	共	1	40
春日部工業	機械	共	3	120
	建築	共	2	80
	電気	共	2	80
久喜工業	電気	共	1	40
	工業化学	共	2	80
	機械	共	2	80
	情報技術	共	1	40
工業科計			90	3,600

商業に関する学科				
浦和商业	商業	共	5	225
	情報処理	共	2	90
与野	商業	共	2	80
鳩ヶ谷	情報処理	共	2	80
大宮商業	商業	共	8	360
鴻巣	商業	共	2	80
上尾	商業	共	3	135
新座総合技術	商業	共	2	90
和光国際	情報処理	共	2	90
所沢商業	商業	共	3	120
	経理	共	1	40
	貿易	共	1	40
	情報処理	共	1	40
狭山経済	流通経済	共	4	160
	会計	共	2	90
	情報処理	共	2	90
鳩山	情報管理	共	2	80
皆野	商業	共	4	160
	情報処理	共	1	40
熊谷商業	商業	共	5	225
	情報処理	共	2	90
深谷商業	商業	共	5	225
	情報処理	共	2	90

	会計	共	1	45
寄居	商業	共	2	80
行田	商業	共	5	200
羽生実業	商業	共	4	160
	情報処理	共	2	80
越谷総合技術	流通経済	共	2	90
	情報処理	共	1	45
八潮南	商業	共	4	160
	情報処理	共	2	80
岩槻商業	商業	共	5	200
	情報処理	共	2	80
久喜北陽	情報処理	共	2	90
幸手商業	商業	共	7	280
○川口女子	商業	女	2	80
○市立川口	商業	共	3	135
○川越商業	商業	共	7	280
	情報処理	共	2	90
商業科計			116	4,895

(注) ○印は、市立高校を示す。

定時制の過程				
川口工業	機械	男	2	80
	電気	男	1	40
大宮工業	機械	男	1	40
	電気	男	1	40
	建築	男	1	40
川越工業	機械	男	1	40
	電気	男	1	40
小計			8	320
浦和商业	商業	共	2	80
与野	商業	共	1	40
大宮商業	商業	共	1	40
深谷商業	商業	共	1	40
行田	商業	共	1	40
幸手商業	商業	共	1	40
○ 県陽	商業	共	1	40
小計			8	320

埼玉県建設産業構造改善推進協議会等の動き

埼玉県建設産業構造改善推進協議会（会長・古木守靖県土木部長）は、6月1日午前10時から浦和市高砂の自治会館3階会議室において、今年度初の全体会議を開催し、平成4年度事業報告、平成5年度事業計画の検討等を議題に協議を行った。

会議は、定刻吉田勝典建設管理課副参事の司会で開会、はじめに古木会長が立ち、本協議会設置の趣旨を踏まえ、昨年度に引き続き第2次構造改善推進プログラムに示された課題を、行政と業界が相連携して構造改善を積極的に進めていくことが何よりも重要であるとの考えに立って、本席の提出議題に対する協議を要請した。

続いて、本協議会の構成員及び列席者の紹介を行ったうえ、会長を座長にして議事を進めた。

はじめに平成4年度の実業報告では、本協議会が実施した事業のほか、埼玉県魅力ある建設業推進協議会（CCI埼玉）、埼玉県若年建設従事者入職促進協議会（建設業協会）、建設雇用改善推進委員会（建設業協会）、埼玉県建設生産システム合理化推進協議会（当建産連）などの各協議会が実施した活動状況を逐次説明して了解を求めた。

次いで、第2次建設産業構造改善推進事業への取り組みに対する具体案を提示、それぞれ意見交換を行った。その内容は、本協議会が推進する事業と第2次構造改善推進プログラムに示す6つの重点課題を主軸に具体的実施項目を掲げ、さらに関連事業として県、業界、市町村が行う施策等を明かにしたものである。

平成5年度の実業計画は、上記の取り組み方策をもとに作成された計画案をもって推進することを了承、約2時間にわたる会議を終了した。

平成5年度事業計画

1. 埼玉県建設産業構造改善推進協議会の実施事業

- (1) 建設産業構造改善推進の集い
- (2) 若手経営者会議（仮称）の開催
- (3) 地区推進組織（市町村を対象）設置のための検討

2. 重点課題別推進計画

- (1) 雇用労働条件の改善と人材の確保・育成
 - ①建設雇用改善推進委員会が行う事業
 - イ）講習会の実施（下請雇用管理指導セミナーの開催）
 - ロ）埼玉県建設雇用改善推進大会開催
 - ハ）建設雇用改善推進会議開催
 - ニ）雇用改善パトロールの実施
 - ホ）平成5年度永年勤続優良従業員表彰
 - ヘ）建設雇用改善優良事業所表彰
 - ト）新規入職者研修会の開催
 - チ）関係図書の配布
 - ②埼玉県若年建設従事者入職促進協議会が行う事業
 - イ）公立高校生徒の建設現場見学会の実施
 - ロ）参考図書の配布
 - ハ）その他
- (2) 生産性の向上への対応
 - ①各種団体が実施する経営・技術研修会等との連携
- (3) 建設生産システムにおける合理化の推進
 - ①埼玉県建設生産システム合理化推進協議会が行う事業
 - イ）総合工事業者と専門工事業者の在り方の検討
 - ロ）労働時間短縮についての検討

ハ) その他(新課題についての検討)

(4) 不良不適格業者の排除

①各種機関が実施する啓発事業・研修会等との連携

(5) 建設業における安全確保対策の強化

①安全対策の啓発(パンフレット等の配布)

②埼玉県労働基準局及び建設業労働災害防止協会埼玉県支部との連携

(6) 建設業における理解の増進

①埼玉県魅力ある建設事業推進協議会

(CCI埼玉)が行なう事業

イ) 建設ステーション元気アップコンテストの実施

ロ) 建設ステーション(現場)技能者の顕彰

ハ) 建設ステーション'93スナップ写真コンテストの実施

ニ) 公立高校生徒の現場見学会(入職促進協と共催)の実施

ホ) 建設機械展示会の開催(2会場)

ヘ) 建設事業イメージアップモデル工事の実施(県出先工事事務所で2工事以上実施の予定)

ト) CCIパンフレット作成

チ) 建設副産物対策の啓発

リ) 埼玉県建設副産物対策協議会との連携

以上



県土木部主催

「建設産業構造改善推進の集い」開く。



6月2日午後1時30分から浦和高砂の自治会館4階ホールにおいて、県土木部主催による「建設産業構造改善推進の集い」が、県、市町村、業界関係者多数参加のもとに開催された。

この“集い”は、建設産業構造改善推進週間の行事の一環として開かれたもので、昨年に続いて2回目、これは建設産業構造改善推進プログラムに示すところの課題をさらに推進するための意識の高揚と、同プログラムに示す『人を大切にする建設産業を目指す』という基本理念をアピールすることを目的としたものである。

開会の冒頭、古木守靖県土木部長は、「21世紀を間近かに控え、豊かさを実感できる生活、産業基盤の整備を効率よく進めることが行政に携わる者にとって最大の社会的課題となっているが、その担い手としての建設産業の役割はますます重要となってきた。

こうした期待に応えるためには、雇用条件の改善、人材の養成・確保など、業界を取り巻く様々な課題を克服して、県民の信頼に応える産業構造へと転換をとげることが急務」としたうえで、建設産業が将来にわたり県民のニーズに応え、より良質な建設生産物を提供し、活力と魅力に溢れた産業として発展していくためには、構造改善事業のなお一層の推進が必要であるこ

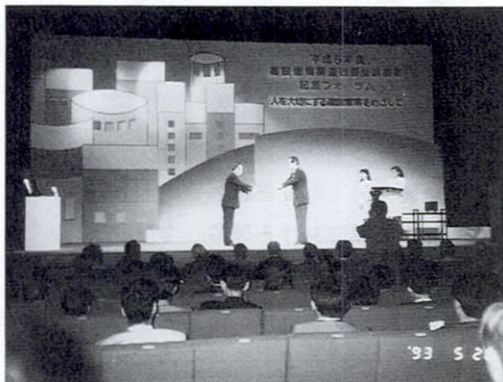
とを強調、当面の課題として建設労働災害の防止、業界倫理の一層の確立すべきことを強く訴えた。

続いて、この集いのために出席の建設省建設振興課労働資材対策担当の桑田課長補佐は、「建設業の構造改善」と題して30分余講演、バブル経済崩壊後の建設業界の実態、政府の施策等を述べ、特に当面の重点課題として労働時間短縮と労働災害の防止をあげ、積極的な取り組みが要請された。(写真)

引き続き、建設業の構造改善事業としての安全教育に係る紹介ビデオの上映、続いてイメージアップ作成への事例発表として、県民芸術劇場(仮称)新築工事(施工、間、大成・八生特別共同企業体)の現場所長川口氏による「人を大切にする建設業を目指しての安全確保対策の強化」を重点に専門工事業者と一体となって推進している状況が語られ、多くの耳目を集め有意義の中で幕を閉じた。(W)



当建産連—— 建設産業構造改善 功労者表彰で受賞



5月26日開催の「建設業構造改善推進週間記念フォーラム」の席上、当建産連は他の5団体と共に建設省建設経済局長より建設業構造改善功労者表彰の栄に浴した。

この記念フォーラムは、建設産業構造改善推進週間実行委員会(構成団体89、会長藤田晋全建会長)の主催、建設省後援、北海道・東日本・西日本の各建設業保証会社3社の協賛により開かれたもので、昨年に次ぎ2回目、今回は東京港区虎ノ門のニッショーホールで開催され、関係者500余名参集のもと午後1時30分開会、冒頭主催者、後援者2者の挨拶のあと、功労者並びに建設産業イメージアップコンクール表彰、構造改善に取り組む企業の事例紹介、さらにパネルディスカッション(パネラー・古川修京都大学名誉教授ほか4氏、テーマ・「人をつくる、明日をつくる」)約30分、最後に吉村作治早稲田大学助教授による記念講演(演題・古代エジプト文明のミステリーを探る)1時間余と、前後4時間にわたり多彩な行事が繰り広げられた。(W)。

写真は伴建設経済局長より表彰状を受ける斎藤当建産連会長

ゆとりと豊かさの実感できる 質の高い生活都市をめざして



蕨市長 田中啓一

はじめに

本市は首都圏20km圏に位置し、市域面積5.1km²に78,661人(平成5年5月1日現在)が居住する全国一人人口密度の高い、そして全国最小の都市です。都心から30分と交通の便に恵まれており、首都圏の拡大とともに住宅都市として順調に発展を遂げてきました。

都市基盤がおおむね整備され、成熟した都市ともいわれていますが、「この街に住んでよかった」と市民一人一人が、わが街に愛着と誇りを感じることできるようなまちづくりを進めるため、基本計画の諸施策の展開に当たり、特に次の5つを重点施策として定め、市政の総力をあげてその実現に努めております。

まちづくりの重点施策

1. みどりははぐくむ環境づくり

市民にとって快適な居住空間とはやすらぎと潤いに象徴される環境の質の高さであり、この環境の質の高さを支える大きな要素は、都市の中にある緑や水です。緑はまた、秩序ある街並などとあわせて都市の美しい景観を作り出すとともに、防災性の向上にも重要な要素です。

そこで、昭和59年

に蕨市都市景観整備基本計画(わらびパークコミュニティ計画)を策定しました。この計画は地域の拠点ともいえる公園や道を緑で有機的に結び、まち全体を公園に見立てたまちづくりです。今後もこの緑によるネットワークを強力に推進し、やすらぎのある環境を形成します。

2. 市民の安全を守る防災に強いまちづくり

本市は、密集する木造住宅、狭い道路やオープンスペースの欠如、荒川流域にあっての地盤の脆弱さなど災害に対してさまざまな弱点を有しており、市民の安全を保障する防災に強いまちづくりの推進は重要な課題となっております。

そこで、防災に強いまちづくりを効果的、現実的に推進するため、都市構造そのものを安全性の高いものにしていく“安全性の高いまちづくり”と市民一人一人が地域で力を合わせて防災に取り組む“防災に強い人づくり”を施策の柱とし、防災マスタープランの実現に向けて、



都市空間を生かした「仁中歩公園」

総合的、体系的に推進します。

3. 在宅福祉サービスのシステムづくり

高齢化社会の進展にともない、在宅福祉サービスのニーズが増大しています。介護を必要とする人が、できるだけ住み慣れた地域社会の中で生活できるように、在宅サービスを提供していく仕組みの拡充が求められています。

そこで、ホームヘルプ事業、ショートステイ事業、デイサービス事業を柱とする在宅福祉サービスの充実を推進するとともに、社会福祉協議会や福祉公社などとの連携を図り、これら一連の在宅福祉サービスについての総合的な相談窓口として、在宅介護支援センター設立の早期実現を図っていきます。

4. コミュニケーションネットワークづくり

高度情報化社会は、今後ますます発展し、市民生活にさまざまな影響をもたらすものと考えられます。

そこで、情報通信の発達を引き起こしがちな市民のコミュニティ意識の希薄化などの課題に対応しながら、情報化の進展を市民文化の向上に結びつけるよう、情報機器を活用し、市民と行政のパイプ役である各コミュニティ・センターを

それぞれ地域の核とし、文化や福祉、健康、防災、産業経済など広範な情報を市民に提供し、また、市民からの地域情報を行政に反映するための、きめ細かく人にやさしいコミュニケーションネットワークづくりを推進します。

5. 魅力ある商店街づくり

市民の生活をより豊かにし、地域の活性化を図っていくためには、活気や魅力を複合的に備えた蕨市の中心的な核となる拠点を形成していくことが重要です。

蕨駅周辺を中心市街地は、蕨市の核であり顔（シンボル）であります。そこで蕨駅西口周辺の再開発事業を強力に推進し商業、業務機能、文化機能の高度な集積や都市景観に配慮した広域的な生活サービスの拠点を整備していきます。

おわりに

本市ではいま、総合振興計画の策定を進めています。生活者のための都市という性格は今後も蕨市の基調をなすものと思いますが、誰もが生涯住み続けたいと願う、新しい世紀にふさわしい計画にしたいと考えております。

緑豊かな「市民公園」



平成5年度(第14回)通常総会開催

委員会事業を軸にした新事業計画を承認 企業倫理に関する決議も

当建産連は、6月2日午後2時から建産連会館センター2階第1会議室において、平成5年度(第14回)通常総会を開催し、平成5年度事業計画、同収支予算など一連の議案を原案のとおり可決承認のあと、企業倫理の確立を求める世論に応え、別項の「決議」を満場一致で採択して閉会した。

今次通常総会は、3年越しの不況対策として政府はこの4月、昨年度を大きく上回る13兆2千億円規模の新総合経済対策をもって低迷を続ける景気浮揚に資することとした。沈滞気味の建設産業界にとっては大いなる活力として受けとめ大いに期待されているが、その一方では、構造改善が命題となっているさ中、本県の内外で生じた談合事件や不透明な政治献金問題が明るみに出て、これまで一丸となって努力推進してきたイメージアップ作戦に大きなダメージを受けるという相反する両側面の中で開かれた。

ここに至って当建産連は、平成5年度事業計画の中にそれらを反映させるとともに本総会において傘下の団体挙げて企業倫理の確立と社会的信頼に応える「決議」を採択し、内外に向け決意表明を行ったのである。(W)

議事経過の概要

定刻午後2時、立石専務理事の司会で開会。はじめ岡村副会長の開会の辞に続いて挨拶に立った斎藤会長は、長期低迷を続ける、経済情



勢を厳しく受け止め、総合経済対策として打ち出された国、県等の公共事業の早期発注による完全消化への希望を述べたあと、昨年度における建産連活動に寄せられた各会員団体の協力に対し感謝の意を表したうえ、提出議題の審議を要請した。続いて議長に島村副会長を選出して議事を進めた。

議長は、はじめに議事録署名人に首藤淳、長谷川忠欣両理事を指名。その了解のもとに第1号議案、平成4年度事業報告、第2号議案、平成4年度一般会計収支決算、第3号議案、平成4年度特別会計収支決算の各承認案件を一括上程、金井常務理事が各号逐一説明を行ったあと、決算に関しては監事を代表して古郡監事による監査報告を受けた。採決の結果、各号とも原案どおり承認することに決した。次いで、第4号議案・平成5年度事業計画、第5号議案、平成5年度一般会計収支予算、第6号議案、平成5年度特別会計収支予算の各案件を上程、同じく金井常務理事が各号を順次説明、採決の結果、

別掲の事業項目を骨子とする事業計画並びに一般会計1億2,272万3千円（対前年度比3.0%減）及び特別会計2,736万6千円をいずれも原案のとおり可決承認された。

第7号として議題にのせた「役員の補欠選任」の件は、現時点において選出母体である団体において異動が無かったために補欠選任はなかった。

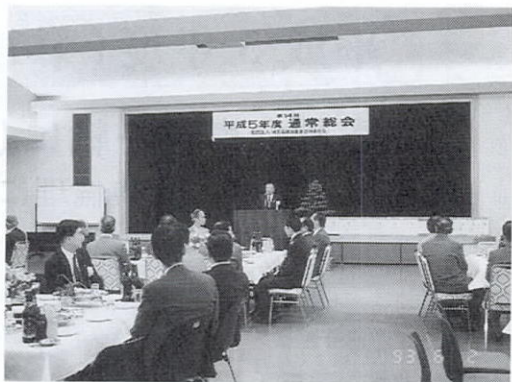
以上をもって議事を終了。最後に別掲のとおり「決議」を満場一致で採択したあと、安藤副会長の閉会の辞で平成5年度通常総会の幕を閉じた。

来賓の祝辞を受く

議事終了後、席を3階大ホールに移し土屋知事をはじめ県関係部局の幹部、建設省ほか関係機関、金融、報道関係者などを来賓として迎え、懇親パーティを開催した。

席上挨拶に立った斎藤会長は、はじめに臨席の来賓各位に向け感謝の意を表したあと、先刻開催の通常総会が無事終了したことを報告、今後の指導、支援をお願いしたうえ引き続き要旨次のごとく所信表明を行った。

バブル経済崩壊後のわが国経済は長期にわたり低迷を続け、この間民間設備投資をはじめとする建設需要の落ち込みによって建設業界は厳しい経営環境にある。幸い政府はこの4月、昨年度に上回る13兆2千億円規模の新総合経済対策を決定、そのもとに公共事業の拡大が図られることに対し大いに期待される旨述べるとともに、内なる問題としてまず若年従事者の確保対策をはじめとする雇用環境の改善をあげ、そのための労働時間短縮、生産性の向上、安全対策の推進策に積極的に取り組む姿勢を明かにしたうえで、さらに最近世論の厳しい批判を浴びている不明朗な入札問題等の不祥事に言及、再びこのような事態を引き起こすことの無いよう自戒を込め、本総会の席上、会員団体の総意のもとに「決議」を行ったことを明かにし、今後とも魅力ある産業を目指し、会員団体相互の連携を密にし



▲祝辞に立つ土屋知事

▼局長の祝辞を代読する林課長補佐



ながら最善の努力を傾注していくと決意表明を行った。

続いて来賓の祝辞を受けた。

はじめに立った土屋知事は、はじめに建設産業を取り巻く厳しい現状認識のもとに建設産業への配慮と建設行政を推進する上での基本的な考えが述べられた。

まず、建設業及び関連業に関わる問題として重なる入札談合事件に強い不快感を示され、今次総会における「決議」を評価しながらも「“線香煙火”とならないように真剣に取り組んで欲しい」と厳しく要請された。またこれに対しては「県としてもあらゆる支援努力をいたしたい」との言葉が寄せられた。

続いて県における平成5年度投資予算規模並びに重点施策に対する考え方が述べられ、来る6月県議会には思い切った予算措置を講じ、立

ち遅れた社会基盤整備に当たる一方、環境問題に取り組む考えを明かにされ、そのうえにそれらの事業執行するに当たっては地元企業優先発注で臨む方針が示された。

最後に知事は、県政の指標として掲げた「環境優先・生活重視、豊かな“彩の国”づくり」に政治生命をかけ、郷土発展のために尽力していく」との決意を披瀝、その達成のために力を貸して貰いたいと、強い支援の要請があった。

続いて、建設省建設経済局建設業課の林伊佐男課長補佐が立ち、同局の伴襄局長より記された祝辞が披露された。

内容は、建設省の業界育成に対する施策の推進状況に加え、当面課題視されている公共工事入札制度の見直しをあげ、その取り組みについて述べ、特に企業倫理の確立を求めている。これに対しては特に建産連活動に期待されているものである（全文別掲参照）。

以上で祝辞を終り、次いで祝電が披露されたあと、古木県土木部長による乾盃の音頭で開宴、一同来賓を囲んで交歓、最後に池上県住宅都市部長の締めをもって閉宴、盛会裡に幕を閉じた。（W）



決議

われわれ社団法人埼玉県建設産業団体連合会は、県内における建設業及び建設業に関連する産業団体の連合組織として、建設産業をとりまく環境改善等をはかりもって公共の福祉の増進に寄与すべく日夜努力を重ねている。

しかしながら昨年度以来一部の加盟団体会員による公共工事をめぐる独占禁止法違反行為がなされ県民の厳しい批判を受けるとともに、この度の政治献金に関連して建設業界が更に厳しい社会的批判を受けることになったことは誠に遺憾である。

われわれ会員団体は、このようなことが二度と繰り返されないよう公正かつ透明な活動を確保すべく自ら自粛自戒し、県民各位の信頼を一日も早く回復すべくここに会員団体の総意をもって次のとおり決議する。

- 一、本会会員は、政治資金規正法に違反する行為は、従来同様今後も一切行わないこと。
- 一、団体活動を通じ従来から独占禁止法の遵守について積極的に取り組んでいるが、なお公正な競争秩序の確保に向け一層の努力を傾注すること。
- 一、信頼される産業を目指して、さらなる発展をとげるため、現在進められている建設産業構造改善推進プログラム等の諸課題について会員団体が一体となって積極的な取り組みを行うこと。

以上

平成5年6月2日

社団法人 埼玉県建設産業団体連合会

通常総会に寄せられた 建設省建設経済局長の祝辞

社団法人埼玉県建設産業団体連合会並びに会員各位の皆様におかれましては、平素より建設業界の発展のために特段の御尽力を賜っており、心より御礼申し上げます。

御承知のとおり、建設行政の使命は、住宅・社会資本の整備の着実な推進を通じて国土の均衡ある発展を促進し、国民一人一人が生活の豊かさを実感できる「生活大国」を実現することにあります。建設省におきましても、その中心的役割を果たすべく、本年度予算において公共事業予算の積極的な確保・拡大を図ったところであります。

また、当面の課題である景気の回復を図っていくため、四月十三日、政府は総規模十三兆円を超える史上最大規模の総合経済対策を策定し、追加されることとなる公共事業等につきましては、景気浮揚効果の特に高い事業や生活関連事業に重点を置いて対策を講じたところであり、平成五年度の公共事業の執行に当たっては、上半期における七十五パーセントを上回る前倒し発注を決定したところであります。建設省といたしましても、これに沿うべく上半期契約目標を七十七・五パーセントとするとともに、第一・四半期の執行について前年度実績を上回るよう公共事業の円滑な執行に努めてまいり所存であります。

建設業は、我が国の基幹産業として重要な役割を果たしており、今後ますます「生活大国」の実現のために力強く貢献していくことが期待されているところでありますが、一方では、労働者の不足等の国内問題及び建設市場の国際化の進展への対応等、さまざまな課題を抱えております。これらに的確に対応するためには、官民一体となって産業構造の改善・高度化に積極的に取り組むことが必要であります。

建設省におきましても、建設業の健全な発達を促進するため、第二次構造改善推進プログラムに基づき、各種施策に取り組んでおります。その中の建設生産システムの合理化につきましては、「建設産業における生産システム合理化指針」に基づく「建設生産システム合理化推進協議会」が設置され、更に、埼玉県を始め、十八の府県におきましては、建産連を事務局として地方レベルの協議会が発足しているところでございます。

さて、今般、建設業界が国民の厳しい批判を受け、公共事業の執行に対しても疑念が投げかけられていますことは誠に残念であります。

建設省としては、この事態を重大に受けとめ、公共工事の入札制度について透明性、競争性を一層高めるための改善措置を講じて参ることとし、本年度より技術力を重視した新たな入札方式を導入するとともに、入札手続きについても指名基準の具体化、明確化等の具体策を取りまとめ、現在、全力を挙げてその内容の実施に取り組んでいるところであります。一方、建設業界においては事業活動の適正化、企業倫理の確立が求められている状況にあります。社団法人全国建設産業団体連合会におかれましては、五月十八日に公正かつ透明な活動を確保すること等を内容とする決議を行っておりますが、貴会におかれましても、その主旨が会員各位に周知徹底されますよう御尽力のほど宜しくお願い申し上げます。

最後に、皆様方の一層の御健勝と御発展を祈念いたしまして、ごあいさつといたします。

平成五年六月二日 建設経済局長 伴襄

平成5年度事業計画の骨子

当連合会は、会員団体相互の連絡、協調体制を一層強固なものとし、県民の信頼ある業界としての確立に向け今後とも関係諸機関の協力等を従前に増して求めながら、次に掲げる事業を着実かつ効果的に実施するものとする。

1 調査研究事業

構造改善事業等の推進をはかるための各種調査研究を行う。

2 研修事業

(1) 会員団体構成員の知識向上に役立てるため、一般教養、政治、経済等の各分野における著名な講師を招き、講演会、研修会を開催する。

(2) 会員団体構成員の資質の向上に資するため、文化施設、先端企業等の視察、見学を行う。

3 経営合理化事業

(1) 建設省が定めた「第二次構造改善推進プログラム」の趣旨に則り、諸施策の推進をはかる。

(2) 埼玉県建設生産システム合理化推進協議会の活発な活動を支援するため、庶務事務を積極的に実施する。

(3) 埼玉県が主導する構造改善推進協議会の運営その他の行事に協力する。

(4) 会員団体構成員の知識、技能の向上に資するため関係団体等との共催により経営講習会、研修会を開催する。

4 情報の収集・提供

(1) 国、地方公共団体の行政施策、公共事業予算、建設産業界の動き、その他経営、労務、資材等に関する情報を収集し、適時に会員団体に提供する。

(2) 機関紙「建産連ニュース」を四半期ごとに年4回発行し、(1)の情報を含む有益な情報を会員団体、その他関係機関等に提供する。

5 建議、陳情活動

社会資本整備の促進、建設産業の振興、その他建設産業に係る諸問題の解決等を図るため、必要に応じて随時、国及び地方公共団体、その他関係機関に対して建議、陳情を行う。

6 連絡調整事業

(1) 会員団体の有機的な連携を保持するため、会員団体主催行事への参加をはじめ、必要に応じて団体相互間に関連する事業について、連絡会議等を開催する。

(2) 国及び地方公共団体、その他関係機関との連絡を密にし、必要に応じて、相互に関連する事業について連絡会議等を開催する。

(3) 会員団体相互及び関係機関関係者との親交を深めるため、新年の年初めに新年賀詞交換会を開催する。

7 啓発宣伝事業

(1) 建設産業の重要性等を広くアピールするため、前年度と同様、県内の公立小・中学校生を対象に「埼玉の建設産業」を題材としたポスター・絵画コンクールを実施する。

(2) 埼玉の建設産業のPR、構造改善の推進に役立てるため、平成6年カレンダーを作成し、会員団体をはじめ関係機関等に配布する。

(3) 埼玉の建設産業PRのため、新聞による広報を行う。

8 埼玉建産連会館及び埼玉建設労働者研修福祉センターの管理運営

(1) 建物及び設備の維持管理を適切に行うとともに、管理費の節減に努め、会議室等の効率的な利用を図る。

(2) 会館等利用者の安全、財産の保全等を図るため、消防訓練及び防災思想の啓蒙を行う。

9 全国建産連事業との協調

(社)全国建産連の事業活動に参画し、全国的課題の達成等に協力する。

平成五年度

会員団体の事業計画

(7月以降提出のものは次号に搭載)

事業計画策定の視点

(社) 埼玉県建設業協会

建設業界にとって、今年の最大かつ切実な関心事は、景気は上向くのかどうか、いつ上向くかどうかということである。

政府は、長びく不況を打開するため、本年4月、昨年の緊急経済対策を大幅に上回る13兆6千億円規模の総合経済対策を決め、公共事業費の大幅な拡大を図ることにしている。また、県においても景気対策に配慮され、公共投資の積極的な実施を前面に、投資的経費に3,848億円を計上、そのうち単独事業費については地方財政計画(12.0%)を上回る伸び率13.6%を確保、特に道路、街路などの身近な生活基盤の整備の充実に重点をおいている。業界としては今後切れ目のない事業執行に大きな期待をするものである。

当協会としては、こうした情勢下において、良質な住宅、社会資本の担い手として果す役割を自覚、平成5年度事業計画においては、①事業量の拡大；発注の平準化、契約制度の合理化、行政制度の充実並びに関係税制の改善、②建設業の生産性向上、建設副産物有効利用と廃棄物処理対策の推進、独占禁止法遵守をはじめ業界秩序、企業倫理の確立等自助努力をもってする諸対策の推進、③「人を大切にする建設業の実現」を柱に、労働時間の短縮、職場環境の改善、人材確保対策等の諸対策の積極的推進——等を主軸に諸計画を掲げ、もって建設業のイメージアップに資することとした。

事業計画概要

(社) 埼玉県電業協会

基本方針

電気工事業の事業者の団体として、社会的地位向上を期し、組織の充実を図り、会員各位の協調のもとに、会員の声を施策に反映し、関係諸団体と共に行政機関等に対し要望提言を行うと共に、本協会の運営にあっては、各常設委員会との連絡調整を密にし、事業活動を円滑に実施する。

事業計画

1. 組織の拡大と支部活動の強化
2. 優良従業員の表彰
3. 労働安全衛生対策の推進と安全パトロールの実施
4. 技術講習会の開催、資格取得のための援助協力
5. 新資材・技術の調査研究及び普及
6. 若年労働者確保対策の推進
7. 労働条件の改善の推進
8. 構造改善プログラムの推進
9. 職業生涯モデル事業の推進
10. 機関紙の定期発行
11. 国・県・関係諸団体への援助協力

以上

事業計画概要

埼玉県電気工事工業組合

認定訓練校の運営に力を注ぎ教育の充実向上に努力すると共に、雇用改善推進事業を実施し若年労働者の雇用の確保及び業界のイメージアップに努めてまいります。

事業計画

1. 未加入者の組合加入促進
2. 埼玉県委託事業の継続推進
3. S. E. Cセンター（訓練校）の運営充実を計る
4. 共同購買事業および共同保守管理事業継続推進
5. 雇用改善推進事業の継続
6. 支部活動と組合青年部会への支援
7. 機関誌「埼電工広報」を発行して業界、工組の活動の周知を計る
8. 第一種電気工事士定期講習および各種講習会の実施
9. 福祉厚生事業の充実
10. 住宅電気工事センターの拡大運営

事業計画概要

(社) 埼玉県空調衛生設備協会

政府は国内経済の浮揚を図るため、過去最大の規模である10兆7千億円の財政措置を決定し、国民生活大国を目指して社会資本の整備を強力に推進しようとしている。

また埼玉県も土屋義彦知事のもと「環境優先・生活重視」の基本施策のもと、道路や鉄道網、下水道、住宅などの生活基盤整備をはじめ、「水と緑豊かな生活環境の整備」に向けた水資源や緑地の確保、治山治水、災害対策等に積極的にとりくみ「生活大県」のため全力を尽くすことを示した。

一方、民間の建築設備投資は、バブル経済崩壊の後遺症によるかげりが見られる状況にある。

これらさまざまな社会的影響により本年度の建築設備工事は、まだまだ先行不安感を払拭することができない。

加えて、空調衛生施設のハイテク化、高度化により幅広い高度な技術、技能をもった技術者の確保が要求されている。

これらのことから、平成5年度事業は次の事業基調に基づき実施することとした。

1. 若年技術者の雇用の確保
2. 建築設備システムの研鑽とトータルエンジニアリングの確立
3. 公正な受注と分離発注並びに建設生産システム合理化の推進
4. 適正な工期、工程の設定で時短、休日の確保と災害の防止
5. 創立35周年・法人設立15周年記念式典の開催
6. 建築設備環境修復事業合理化の推進

事業計画概要

(社) 日本塗装工業会埼玉県支部

中・長期方針

第2次構造改善推進プログラムに基づく施策の推進に対応し総合仕上工事業への展開を図る。

重点施策

- ・総合仕上技術の開発と普及
- ・生産性向上の推進
- ・施工管理能力と技能の向上
- ・雇用改善と若年従業員の育成
- ・支部事業活性化と関連団体との連携強化

スローガン

- ・人を大切にす企業の実現
- ・健康で安全な職場づくり

(第17期) 事業計画

埼玉県建設大工工事業協会

本協会の社会的、経済的使命を認識し、会員相互の親睦を計ると共に、型枠工事業の近代化ビジョンの達成に研究、協力。

埼玉県唯一の同業者が話し合える場として、次の計画した事項を会員全員の協力にて実施します。

事業計画

1. 七日会、毎月7日（土、日曜日の場合は前金曜日、特殊な月はその前月に検討する。）全会員出席（欠席の場合、代理人）で開催し、業務上の協定促進、情報交換、近代化構想、諸問題の討議を行う。
2. 関係諸官庁、元請に対する請願を行う。
3. 一、二級職業検定受験者の講習指導を行う。
4. 技術の革新及び新資材の導入の調査を行い、会員の発展に寄与する。
 - (イ) 中小企業を中心とする経営基礎の研究
 - (ロ) 経営成績向上の研究
 - (ハ) 労働者の諸問題を検討
 - (ニ) 責任施工体制の確立と技術分野の研究
5. 労災上乘せ保険、資材置場保険（第三者）は本年も続けて実施。
又、その他の保険についても検討する。
6. 毎月20～25日の間に「七日会」会報便りを送ります。
七日会で決まった事、協会外の事業、次回の「七日会」の議案等もお知らせします。
7. 総会は2月とし会場は建産連会館内で行う。
8. 年2回会員賛助会員の親睦会を行う。
9. 青年部会の活動。
10. 新規会員の勧誘、募集。

事業計画概要

(社) 埼玉建築士会

平成5年度は、次の3項目を重点施策し、会員各位の協力の基に士会の総力を挙げて、各種事業を進めて行くこととしておりますのでよろしくお願いいたします。

重点施策

1. 建築士業務の進歩改善
2. 会員相互の親睦と品位の保持向上
3. 講習会、研修会等の充実

1. 建築士の教育と表彰

- (1) 設計監理、施行技術の研究指導
- (2) 建築士法第22条第2項による指定講習会の実施
- (3) 関係法令等の説明会
- (4) 建設省告示第1206号の研究
- (5) 講演会、講習会、研究会、見学会の開催
- (6) 設計競技等への参加
- (7) 建築CADの研究と普及
- (8) 建築功労者の表彰、推薦

2. 委託事業の実施

- (1) 一級及び二級、木造建築士試験業務の実施
- (2) 鑑定(建築物)業務の受託

3. 組織強化と会員の開発

- (1) 委員会事業の積極的推進
- (2) 支部活動の啓発と会員の開発
- (3) 建築士免許証交付式の開催
- (4) 建築士免許登録者(新規)の電算化
- (5) 青年建築士活動の啓発
- (6) 女性建築士活動の啓発

4. 連携と広報

- (1) 「建築士の日」記念事業及び建築展の実施
- (2) 全国大会及び全国研究集会への参加
- (3) 関東甲信越建築士会ブロック会への参加
- (4) 関東甲信越建築士会ブロック青年協議会

研究集会への参加

- (5) 建築士、建築士埼玉及び季節だよりの発行配付
- (6) 法令図書及び法令用紙等関係書類の作成の頒布
- (7) 全国女性建築士連絡協議会への参加
- (8) 住まいと暮らしを考える建築相談の実施
- (9) 建築関連団体との連携

5. 建築行政への協力

- (1) 「違反建築、違反宅造をなくして住みよいまちづくり」運動への参加
- (2) 官庁への建議及び意見の交換
- (3) さいたま景観賞顕彰制度への参加
- (4) 建築士試験実施案内業務
- (5) 建築士登録申請書の受理

6. 福利厚生

- (1) スポーツ大会等への助成
- (2) グループ保険等各種共済制度の推進

事業計画概要

(社) 埼玉県建築士事務所協会

1. 会員の増強

当協会の会員は、県内登録建築士事務所数の14.07%と2割にも満たない状況にあり、昨年に引き続き組織の拡充を図るため支部組織を通じ強力に運動を展開する。

2. 埼玉県が実施する「さいたま景観賞」、「違反建築、違反宅造をなくしてすみよいまちづくり運動」等に積極的に参加して、建築士事務所のPRをする。

3. 建設大臣・知事指定「建築士事務所の管理講習会」の開催。

建築士事務所における管理建築士の資質の向上を図るため、県内4地域に分けて開催する。

4. 都市計画法「開発許可申請の実務の手引き」の改訂版の作成と講習会を開催する。

5. フロッピーディスクによる確認申請の実施と新様式の説明会の実施。

6. 業務報酬に関する建設省告示第1206号の普及。

建築士事務所の健全なる運営と発展を図るため、建築設計、工事監理の発注にあたっては、建設省告示第1206号の基準による適正な業務報酬によって行われるよう、県ならびに市町村等関係機関に対し、強力に働きかける。

事業計画

(社) 埼玉建築設計監理協会

本年度重点項目

- ・職能の確立、社会的地位向上に関する諸活動
- ・設計業務委託基準の研究
- ・県との懇談会の実施
- ・改修設計に関する講習会の開催
- ・見学会の実施
- ・会員増強

協会の目的達成のため、運営組織を定め次の事業を行う。

- | 事業 | 業 |
|---------|--|
| ◎ 総務 | ・総会、定例会、理事会の会議運営の協力
・資料及び議事録作成
・会員増強企画 |
| ◎ 財務 | ・事業費の検討
・予算の検討
・協会の会計一般 |
| ◎ 福利厚生 | ・会員及び所員の健康と福利厚生についての諸活動
・親睦旅行の実施 |
| ◎ 広報 | ・会誌の発行
・県市町村への広報活動
・協会のPR
・記録写真の保存 |
| ◎ 業務 | ・事業保険の研究
・業務に関する各用紙の研究
・告示第1206号実施の推進
・事務所経営システムの研究
・共同企業体の研究 |
| ◎ 技術研修 | ・意匠構造等の技術研修
・材料施工の研究
・都市再開発の研究
・官公庁への協力と提言及び各種団体との交流
・県内大型プロジェクトへの参加研究 |
| ◎ 賛助会員 | ・賛助会員との親睦、研鑽 |
| ◎ 特別委員会 | ・県内工業高校奨励事業の推進 |

事業計画の骨子

(社) 埼玉県宅地建物取引業協会

平成4年8月に実施された政府の総合経済対策の買い替え特例の復活など土地住宅税制の改正等によって、『冬の時代』を迎えている不動産業界にとってわずかながら曙光が差し込んできつつあります。しかしながら、このような政府による景気のコト入れが始まったものの地価の下落傾向、並びに監視区域制度の存在により不動産業界をめぐる環境は依然として厳しい状況にあります。

こうした状況の中で、今年度、当協会は消費者ニーズにあわせた良好な住宅を供給・管理するという不動産業の原点に戻り、その信頼性と安全性の向上に努めるとともに、不動産流通の近代化を図るため高度情報化に対応した建設大臣指定流通機構の『レイنز'93改定システム』のスムーズな移行に努める。

また、永年の懸案である会員の拠点としての不動産会館の用地取得・建設を実現に向けて一層努力したい。

以上、この理念に基づいて次の基本方針を策定し積極的に実施していきたい。

基本方針

1. 流通センター事業の推進
 - (1) レインズシステムへの全会員加入の促進
 - (2) 『レイنز'93改定システム』へのスムーズな移行
 - (3) 支部別レイنز研修会の実施
2. 国の土地住宅政策への対応
 - (1) 国土利用計画法による監視区域指定の早期解除
 - (2) 土地譲渡所得に対する税率軽減
3. 教育研修活動の推進
 - (1) 専門知識修得のため新入会員研修会の実施
 - (2) 人材育成研修の検討・実施
4. 取引主任者法定講習会受講の促進

- (1) 有効な資料・講師選出による実効ある講習会の開催
5. 自主規制事業の推進
 - (1) 消費者の立場に立った苦情紛争の迅速処理
 - (2) 全宅連受託事業の実施
 - (3) 関係法規の研修開催
 6. 福利厚生共済事業の推進
 - (1) 全宅連設立厚生年金基金制度への加入促進
 7. 組織改革及び諸規則の整備検討・策定
 - (1) 定款及び定款施行規則の見直し
 - (2) 各種委員会の統廃合並びに組織改革を通じたの合理化促進
 8. 会館建設の推進
 - (1) 会館建設用地の公募並びに取得
 - (2) 会館の建設
 9. 公共事業用地媒介協力の推進
 - (1) 公共事業用地の取得に伴う代替地媒介協力体制並びに事業拡大への対応
 10. 賃貸住宅標準契約書の作成
 - (1) 賃貸住宅標準契約約款に基づく賃貸住宅標準契約書の作成

事業実施計画

建設労働災害防止協会埼玉県支部

本県建設業の平成4年の死亡災害は29件で前年に比較して13件の減少を見ることが出来ましたが、死亡災害の原因で最も多い「墜落災害」(46%)にスポットをあて、本年度は「墜落災害防止強調運動」を下記の要領で実施することと致します。

記

1. スローガン
落とさぬ設備 落ちない行動
みんなでなくそう 墜落災害
2. 期間
平成5年度(6月1日～3月31日)
3. 主唱者
建設業労働災害防止協会埼玉県支部・各分会
4. 後援者
埼玉労働基準局・県下各監督署・建設省関東地方建設局・埼玉県・埼玉県市長会・埼玉県町村会
5. 実施者
各事業場(店社および各作業所)
6. 墜落災害防止の重点実施事項
 - (1) 安全施工の重点実施事項
 - (2) 事前打合せの開催
 - (3) 作業主任者・作業指揮者の選任、配置
 - (4) 墜落防止設備の適切な設置
 - (5) 作業開始前の点検の徹底
 - (6) 作業員の適正配置
7. 主唱者の実施事項
8. 事業場の実施事項

事業計画の骨子

埼玉県道路舗装協会

平成4年度におけるわが国経済は、バブル崩壊後の不況を脱却することができず、政府等による景気浮揚対策もその効果を上げるに至らないまま推移してきたが、最近に至りようやく若干の明るいきざしが見えはじめたといわれているが、なお一層の対策がのぞまれるところであります。

当協会においては、このような状況に対応し、引きつづき会員企業の発展をはかるため、道路予算の拡大、会員に体する発注機会の増大、適正積算の設定、労働力の確保、建設廃棄物の処理問題等に大きな関心をもって取りくむこととし、協会事業をより積極的に推進するため次の項目の事業を実施したいと思います。

1. 舗装技術講習会の開催
 - (1) 会員の技術者を対象とした講習会
 - (2) 会員、県、市町村等の技術者を対象とした一般講習会(埼玉県土木部後援)
2. 会員の技術者を対象とする舗装現場視察研修会
3. 県外道路舗装工事の現状視察および調査
4. 建設省、道建協、埼玉県ならびに他県との情報交換
5. 舗装工事の積算についての研究および建設廃棄物処分についての研究
6. 各種舗装用資材単価等の実態調査
7. 舗装工事現場における安全活動の推進
8. 広報紙および各種資料の作成、配布
9. 道路関係予算の拡大、会員に対する受注機会の増大、発注の平準化、設計単価の適正化、積算基準の見直し、設計変更等について関係機関に対する陳情

事業実施計画

埼玉県地質調査業協会

当協会の運営の基本的理念である

1. 分離発注、会員への優先指名、標準単価維持のための広報活動。
2. 技術の向上を図る。
3. 厚生事業の積極的な実施による会員相互の親睦と結束を図る。

を踏まえて各委員会は事業計画を策定した。

広報委員会では、昨年4月より積算基準が改正されたが、発注機関によっては前の基準で発注されているので、新基準で積算されるよう陳情を最重点とする。

技術委員会では、知識の吸収と技術の向上を図るため、現場見学会と技術者懇談会を開催する。また、発注機関の技術職員に対して、地質調査の認識を深めてもらうための技術講演会を開催する。

協会全体として本年は、地質調査業の進歩発展と社会的地位を向上させ、地域社会の発展に寄与するためには、当協会の法人化の必要があると判断し、二年前より会員にその必要性を訴えたとともに事務を進めてきたが、ここに来て会員に略々理解と協力が得られるようになったので、実質的に法人化に向かって進めていきたい。

事業計画の骨子

(社)埼玉県測量設計業協会

測量業界は、ここ数年来内需拡大策として公共事業費の増額と、発注機関の手厚いご配慮に支えられて、協会活動の基本である公益法人としての社会的役割をどう担って行くかを念頭に置くと同時に、協会会員の相互の利益のため、平成5年度は企業体質の抜本的見直しを行ない、自助努力を前面に経営基盤確立に向けて事業活動を展開することにした。

基本方針

経営基盤確立を図り社会的地位の向上をめざし、次の項目達成を強力に推進する。

1. 公益法人として社会公益事業の実施に努める。
2. 技術の多角的研修を進め、会員の技術能力の増進を図る。
3. 官公庁に対し、県内業者（特に協会会員）の育成を要望する。
4. 構造の改善、及び機械化等により経費の節減を通じて、経営の合理化を図る。
5. 測量業に関する諸制度の見直しを図り、かつ公的措置をふまえて経営対策を講ずる。
6. 新規事業開発等事業量の確保を図るための陳情活動等を展開する。
7. 若年技術者の確保対策を講ずる。
8. 週休2日制導入及び労働時間短縮の推進を図る。

事業報告

施設見学会の実施

- 所沢航空発祥記念館
- 下水焼却灰レンガ製造センター

当連合会は、4月13日に所沢航空発祥記念館と再資源化の最先端をいく埼玉県下水道公社の下水汚泥焼却灰レンガ製造センターの研修見学会を実施した。今回の見学会は当連合会研修指導委員会と経営合理化委員会2者の合同企画により実施したもので、傘下会員団体から30余名が参加した。午前9時大型バスにて建産連会館前を出発、車内にて事務局より本日の行程の説明を受け、続いて安藤晃研修指導委員長は、百聞は一見に如かずという諺を引用、「今回の研修会が有意義のうちに終了することを期待したい」と参加者に向けての謝意を含めての挨拶があった。

一行は、若葉萌ゆる櫟並木を両側にした県道浦和所沢線を一路所沢航空記念公園に向って約40分で目指す「所沢航空発祥記念館」に到着。同館遠藤総務課長の出向いを受けたあと直ちに館内大型映像館に案内され、ここに50分余、人類が大空に飛び立つ大スペクタクルを觀賞、後半の米国ケネディ宇宙基地から大轟音とともに飛び立つ宇宙船の発射、船内作業の行動から着地帰還まで一連の映像は、正に科学と人知の極限を想わせるに余りあるものであって、一見に与えるものであった。

その後、館内を一巡、わが国はもとより世界航空発達史をまのあたりにすることができた。

この所沢航空発祥記念館は、わが国航空発祥の地として知られる所沢の航空記念公園内に埼玉県が平成2年度から3カ年の継続事業として52億円余の巨費を投入、国内最大規模といわれる航空機展示コーナーのほか、飛行の原理を知る研究室コーナー、本格的な大型機のフライト

シュミレーターを設置、航空と人間とのかかわり合いを体験を通じて理解できる一連の施設が



整備されており、マニアならずとも多くの関心を呼ぶものである。

一行は、正午館内にて昼食を共にしたあと、次の訪問先和光市の埼玉県荒川右岸流域下水道終末処理場新河岸川処理センターに向う。約40分にして目的地同処理センター隣接の「下水汚泥焼却灰レンガ製造センター」に到着。直ちに同センター研修室にて約20分間、レンガ製造工程等のビデオ映写とともに職員より説明を受けたあと、工場内の巡視を行った。

この下水汚泥焼却灰レンガ製造センターは、埼玉県下水道公社が下水処理によって生ずる汚泥を濃縮、脱水、焼却によって生ずる焼却灰を資源として有効活用を企図、そのレンガとしての製品化を研究、その結果、わが国初の製品化に成功、平成2年6月に全日本建設技術協会賞を受賞という大きな栄誉を得た。

県は、これを契機に24億円余を投入一連の製造工場を完成、平成3年4月本格稼働を開始した。

能力は、1日10tの焼却灰を消化（平成6年度には15tに増強予定）、全自動で24時間稼働、現在は日量1,500～2,000個を生産、製品は、I型、長方形（別掲図参照）の2種類。製品の特

長は、①丈夫で長持ち、②色あせしない、③滑りにくい、④安全、無害は——実証済みで、従来の市販レンガに比べ品質からも引けをとらない。

用途は主に公共施設。園路等の敷煉瓦として定評を受け、一般需に応じている（単価工場渡し80円）。

製品の色彩は、現在在来の煉瓦色一色であるが、グリーン、セピア等も検討されている。なお、建物、塀などの外装用タイル型も試作されている。

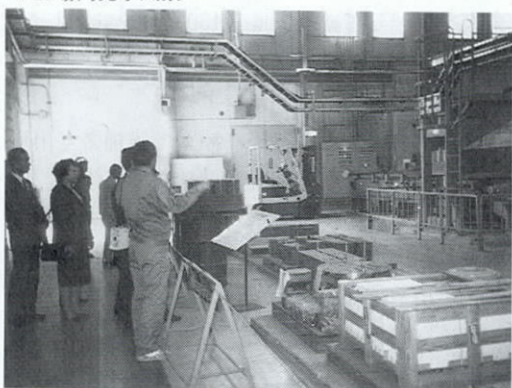
・製品名称「ドリーム」、これは環境保全に対する人類の夢（ドリーム）という意で公募によるものである。

一行は、整然とした工場内部を2班に分かれ成型、焼成、製品、梱包（4個ごとにバント掛け）までの各製造工程を順次説明のもとに見聞、関係者の英知に基づく成果として深い感銘を得るなど、今回の研修、見学会を通して得るものがあった（安藤委員長別れの挨拶から）、一行は予定より早く、午後4時前、出発時の建産連会館に無事帰省、散会した。

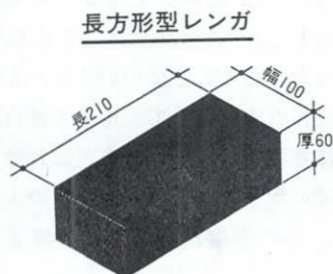
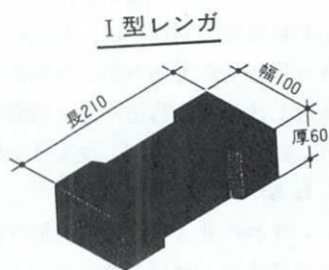


▲製造工程等センター係員より説明を聴く

▼工場内見学風景



●製品の種類



—— 寸法の許容差 ——

》注《 問合せは、(財)埼玉県下水道公社荒川右岸支社焼成品販売課（和光市大字新倉1036、電話048-466-2400、F A X 048-466-2401）

激動する政治情勢と 今後の日本経済を語る

講師・政治評論家 森田 実氏

7月1日午後2時から建産連会館センター大ホールにおいて、当建産連研修指導委員会と埼玉県建設業協会浦和支部との共催で時局講演会を開催した。講師にはテレビの政治討論会等にて馴染深い森田実氏を迎えた。演題は「激動する政治情勢と今後の日本経済を語る」を掲げ、劇的な国会解散を背景に激しく動く政界の有様を1時間30分、その裏表を推理して語り、聴者150人余を魅了した。



講述の要旨

総選挙の告示を3日後に控えて候補者も出揃い、特に自民党を集団脱党し結党の新生党、明朗なしかも真の民主政治を謳い文句に多くの支持者を集めている日本新党などが、強固な既成政党を相手に戦い、国民待望の2大政党の一方の柱になれるか、これによって自民党に代わる政権の樹立が可能か、はたまた自民党が果して政権の座を維持し得るのかを焦点に語りついだ。

講師は、まず自民党に向け現状からして議席230名を上回るかどうかと厳しく見ながらも、諸般の情勢からして200名を割り込むことはないとも言いつつ。このことについては、北海道、東北地方で得た実感として、地方では自民党の崩壊に危機意識を抱いているが、これは発展途上国の共通の現象で、これが自民党の大きな支えであり、その帰趨が議席維持の鍵ともなっている。

一方、時流に乗った新生党、日本新党には残念ながら人（有力候補）の確保難が共通の悩みである。

わが国の国会は衆・参の2院制であるが、予算、条約批准そして首相の指名はいずれも衆議院の議決によって決まる。要するに国政枢要は衆議院で決まることである。

そこで自民党は政権維持に必死覚悟で臨むで

あろう。東京サミット終了直後自民党内に意外な変事（内閣総辞職）が起きる様相が極めて濃厚である。その真意は党のイメージ一新を図ることにより危機を脱しようとの狙い。また、これによって日本新党、新党さきがけそして民社党を抱き込む方策にでよう。

早々に羽田首班を前面に打ち出した野党連合は社会党の背信言動によって消えた。そこで自民党が230議席をとれば政権持続の可能性が強まった。

こうした形で野党を抱え込んで政権の座に就いた自民党の問題点は、公約の選挙制度改革をどう進めるかであるが、自民党は当面これを棚上げし政治腐敗防止法案を前面に出す考えのようだが、中選挙区制と企業献金排除で合意が得られるか甚だ疑問である。

いずれにせよ次期政権を担う内閣はスムーズに成立するとは思えないと。

最後に講師は、日米構造協議の問題に触れ、米国は相次ぐ建設業界の談合問題を取りあげ、強力に「指名入札制の排除」を求めてこよう、関税障壁の問題をはじめウルグアイ・ラウンドの対応が焦点、このたびのイラク爆撃に見られる如く、米国は経済の面でも実力行使に出ることが大きな懸念材料であると、厳しい見とおしをたてて結んだ。

理事会・委員会報告

広報委員会



4月21日正午から建産連会館一階特別会議室で広報委員会を開催し、平成5年度広報関係事業について協議した。

はじめに、本誌建産連ニュース第56号発行に伴う事後評を行い、当初予定した編集内容で一部変更の釈明を行って承を求めたうえ、記事内容案についての意見を求め、若干の質疑を交わしたのち、同第27号（7月15日発行分）編集案を提示、主な事項について説明を加え、意見を求めた。特に意見なく、提示編集案をもとに作業を進めることで了承を得た。

次いで、平成5年度ポスター・絵画コンクール継続実施について募集要項の説明を加え、かつ前年度応募状況等の説明を行って意見見解を求めた。募集テーマについて横田委員（情報通信設備協会埼玉県支部）より、「通信設備事業」を加えることで要望があった。これについて、要望を入れテーマに加えることとした。

続いて平成6年カレンダーの製作・配布の継続実施の是非について意見を求めた。このことについては、昨年傘下団体に対し配布量等を問うたアンケート実施結果を勘案、改めて継続実施の可否、実施する場合の規格様式等について問うたものである。意見交換の結果、昨年同様形式で継続実施することに決め、最後に次回委員会を7月23日（金）に開くこととして散会した。

理事会



5月11日正午から建産連会館1階特別会議室において今年度初の理事会を開催し、来る6月2日開催の通常総会の運営並びに提出議案について審議、さらに今次総会の席上に行わんとする企業倫理の確立を謳う決議の案文と6月以降毎土曜日建産連会館を閉館とすることなどを諮った。

総会の運営については、従来の方式に倣い議場は会館センター2階第1会議室として午後2時開会、議事は約1時間30分をメドに終了する。引き続き会場を3階大ホールに移し、来賓を迎えて懇親パーティを開く、設営は前年度に倣い準備することなどを説明して了承を得た。

続いて総会提出議案（第1号～第7号）を提示、これを順次説明を行い、原案とすることの了承を得た。

次いで、昨年来相次いで明るみになった公共工事入札をめぐる不祥事による社会的批判に対処、自主的自戒を込めた決議を行ないたいと提案、その案文を提示、了解のもとに来る総会の席上にて採択を諮ることで同意を得た。

次の建産連会館毎土曜日閉館することについては、過般来会員団体の意向を聴取、全団体が賛同との回答を踏まえ、来る6月以降実施に移したいとするもので、全員これを了承、会館センターを含め土曜閉館することを決定して散会した。

埼玉県建設生産システム合理化推進協議会・専門委員会(第4回)討議の概要

5月25日午前10時から建産連会第1階特別会議室において標記委員会(川田孝座長)の第4回目の会議を開催し、これまで討議を重ねた「労働時間短縮推進方策」「適正な契約締結の在り方」についてのまとめの討議を行った。

はじめに「時短」の対応については、種々論議の結果から「まずやってみること」という合意の上に、これまでの意見提言を集約、次の具体化推進方策をあげた。

1. PR対策の推進

(イ) 現場に「時短推進事業所」の標示を行う。

このことは現場ぐるみで取り組みを明示することにより効果を期待するもの。

(ロ) 地域商工、経済団体との交流促進。

これは未組織業者を含めた一般市民への理解と協力を求める上で効果と期待するもの。

2. 行政サイドへの取り組み

時短がスムーズに推進し得る環境形成。

これは県・市町村の行政当局をはじめ各発注期間に向け理解と協力要請である。

3. 協力業者との事前協議の推進

このことは、施工条件(工程管理)、労務者対策、資材調達策の面での必須要件。

4. 元請としての取り組み

これは店社と現場間の合意の形成。トラブル回避の面からも重要である。

5. 建産連としての取り組み

横断的な組織体を活用、設計及び管理部門、専門工事業、資材及び輸送部門等の各団体との協調体制の確立に向けての合意の形成である。

以上の5項目を柱にまとめることとした。

次いで「適正な契約締結の在り方」については、これまで討議内容を集約すると、契約行為

そのものは各企業間において異なるものの、一般には見積もり段階で折渉、双方合意が即ち契約締結とみなされるのが実態、しかも大方が注文書から契約書授受までの一連の契約行為は事後処理となるのが通例。かくして行われる作業も、施工過程において生ずる問題等は常に下請側にシワ寄せされるという極めて片務性が強いというのが専門工事業者側の見解であった。

本席当委員会としては、こうした経過を踏まえ、このたび中央の建設生産システム合理化推進協議会において策定の「総合工事業者・専門工事業者間における契約締結に至るまでの適正な手順等に関する指針」の周知を計ること、これに必要な対策(契約に伴う諸様式の標準書式の作成等)を加え答申案としてまとめ、前記の時短対策とともに来る6月28日の当委員会に諮らうと正式答申することとした。



委員会協議の様様

告知板

公共事業労務費調査(平成4年10月調査)結果

平成4年10月、建設、農林水産、運輸の3省が実施のいわゆる3省協定に基づく公共事業労務費調査の結果が4月1日建設省より公表されたが、この調査結果に表れた数値(単価)は平成5年度施工の公共工事等の積算に反映されるものである。

このたびの調査結果は、別表(1)で示すとおり、全国主要10職種(職種)の平均伸び率は3.54%で、前々回即ち平成3年10月調査時の8.62%に比べると大幅にダウン、特に2桁台伸びのものは消えた。

今回の調査で大工のマイナス2.1%は異色、

左官のほぼ横這いととも建築関連での需要減を示すものとして注目される。

ここ埼玉県(県)の状況は、下表一都三県の調査額表の中で、全国平均額及び前回平成4年6月調査額を下段に掲げ対比を図ったが、全国平均を下回ったものは、特殊作業員、とび工、鉄筋工、特殊運転手、一般運転手及び型枠工の6職種、前回調査との比較では、特殊作業員、軽作業員、とび工、鉄筋工の4職種で200~300円の開きで下回った。

《参考》

公表される職種は上記の10職種であるが、実際に

実施の調査対象職種は全部で50職種である。ちな

みに10職種以外の職種は

下記のとおりである。

造園工、法面工、石工、ブロック工、電気工、鉄筋工、塗装工、溶接工、潜かん工、潜かん世話役、さく岩工、トンネル特殊工、トンネル作業員、トンネル世話役、橋梁特殊工、橋梁塗装工、土木一般世話役、高級船員、普通船員、潜水士、潜水連絡員、潜水送気員、山林砂防工、軌道工、配管工、はつり工、防水工、板金工、タイル工、サッシ工、屋根ふき工、内装工、ガラス工、たたみ工、建具工、ダクト工、保温工、建築ブロック工、設備機械工。(以上)

1都3県主要10職種調査額

単位：円(所定労働時間内・1日8時間当り)

都道府県名	特殊作業員	普通作業員	軽作業員	とび工	鉄筋工
埼玉	18,115	15,752	11,153	19,721	20,020
(全国平均)	19,076	14,698	10,580	20,398	20,396
(H4.6調査)	18,384	15,209	12,001	19,931	20,256
千葉	17,474	15,026	10,597	21,062	19,199
東京	18,244	15,143	12,907	20,682	20,640
神奈川	18,987	15,736	13,712	21,855	20,062

都道府県名	運転手(特殊)	運転手(一般)	型わく工	大工	左官
埼玉	19,684	17,759	24,545	23,965	21,858
(全国平均)	20,381	18,439	21,995	20,878	20,128
(H4.6調査)	19,544	16,575	23,313	21,285	21,374
千葉	19,705	18,546	22,063	24,325	21,520
東京	20,345	18,711	23,974	19,013	23,751
神奈川	20,728	16,668	24,022	24,315	23,379

建設工事業別入札参加資格者分布

建設(建築)査閲資料事業共公

埼玉県

業種	平成 5・6 年度		
	県内業者	県外業者	計
土木	1,465 (+104)	596 (+23)	2,061 (+127)
建築	855 (+57)	477 (+52)	1,332 (+109)
大工	25 (+8)	5 (-1)	30 (+7)
左官	8 (+0)	6 (+1)	14 (+1)
とび工	817 (+100)	389 (+21)	1,206 (+121)
石	51 (+9)	14 (+5)	65 (+14)
屋根	11 (+1)	5 (±0)	16 (+1)
電気	383 (+53)	299 (+4)	682 (+57)
管	637 (+40)	316 (+23)	953 (+63)
タイル れんが	20 (-1)	8 (-3)	28 (-4)
鋼構 造物	75 (+16)	179 (+13)	254 (+29)
鉄鋼	0 (-2)	0 (±0)	0 (-2)
ほ装	977 (+84)	290 (+11)	1,267 (+95)
しゅんせつ	86 (+25)	45 (+1)	131 (+26)

業種	平成 5・6 年度		
	県内業者	県外業者	計
板金	5 (+3)	1 (±0)	6 (+3)
ガラス	13 (±0)	2 (±0)	15 (±0)
塗装	219 (+25)	171 (+12)	390 (+37)
防水	78 (+16)	67 (+2)	145 (+18)
内装 仕上	149 (+27)	66 (+8)	215 (+35)
機械器 具設置	51 (-1)	313 (+19)	364 (+18)
熱絶縁	4 (+3)	3 (-1)	7 (+2)
電気 通信	50 (+12)	162 (+19)	212 (+31)
造園	424 (+12)	156 (+15)	580 (+27)
さく井	22 (+4)	45 (-1)	67 (+3)
建具	39 (±0)	37 (+6)	76 (+6)
水道 施設	323 (+37)	294 (+3)	617 (+40)
消防 施設	122 (+7)	66 (+6)	188 (+13)
清掃 施設	5 (-2)	67 (+2)	72 (+0)
合計	6,914 (+637)	4,079 (+240)	10,993 (+877)

注 () 内は平成3～4年度比較増減

建設工事業種別格付（平成5～6年度）

埼玉県

	㊤級	A級	B級	C級	D級	合計
土木一式	273 (260)	361 (322)	379 (328)	293 (301)	755 (723)	2,061 (1,934)
	25 (19)	168 (140)	319 (271)	262 (266)	691 (665)	1,465 (1,361)
建築一式	253 (234)	138 (129)	262 (243)	159 (140)	520 (477)	1,332 (1,223)
	34 (30)	57 (58)	170 (150)	139 (126)	455 (434)	855 (798)
とび 土木		236 (215)	169 (158)	801 (712)		1,206 (1,085)
		24 (18)	86 (70)	707 (629)		817 (717)
電 気		344 (307)	178 (159)	160 (159)		682 (625)
		94 (65)	152 (128)	137 (137)		383 (330)
管		324 (291)	211 (201)	400 (398)		953 (890)
		106 (82)	180 (157)	351 (358)		637 (597)
舗 装		183 (175)	212 (194)	872 (903)		1,267 (1,172)
		37 (28)	146 (131)	794 (734)		977 (893)
造 園		104 (85)	128 (104)	348 (364)		580 (553)
		28 (24)	105 (78)	391 (310)		424 (412)
そ の 他		1,119 (1,029)	486 (462)	1,307 (1,143)		2,912 (2,634)
		92 (81)	235 (202)	1,029 (886)		1,356 (1,169)
合 計	526 (494)	2,827 (2,553)	2,025 (1,849)	4,340 (4,020)	1,275 (1,200)	10,993 (10,116)
	59 (49)	606 (496)	1,398 (1,187)	3,710 (3,446)	1,146 (1,099)	6,914 (6,277)
注 上段は全業者数 下段は県内業者数 ()内は前の3～4年度の数						

古 寺 社 探 訪 (7)

出雲乃伊波比神社

(いずものいわいじんじゃ)

- ・ 所在 大里郡江南町板井字鹿島
- ・ 祭神 タケミカヅチノミコト
武甕槌命

この神社は、古来近郷の人々から「かしまさま」と呼ばれ親しまれており、後に述べるが戦前まで麻疹平癒の祈願に霊験あらたかといわれ快癒を願って参詣者が絶えなかったといわれている。

・ 由緒沿革

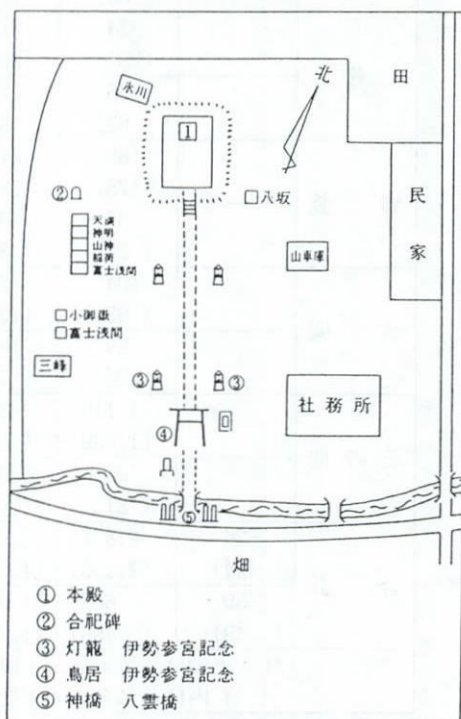
当社は、延喜式神名帳に登載（本誌第50号33頁、武蔵国式内社分布図参照）されている男衾郡三座のうち的一座で、祭神は武甕槌命である。だが祭神は入間市宮寺の出雲祝神社の祭神であるアメノホニノミコトと同祭神であったとも言われているが、いつの時代に代わったものか定かでない。

当社の創建は詳かでないが、記録によると嘉祥2年（849）に社格として従五位下を授けられていることから、100年以前に存在したことが察せられる。当時当社を奉斎した集団は、社名からした出雲系氏であった可能性が強い。これは当社と同じ式内社出雲祝神社をはじめ、出雲という名称を冠していないが、出雲系氏族物部氏が奉斎したと思われる物部天神社、中氷川神社、八坂神社等が同社域内に存在することから窺い知れる。恐らく入間郡一帯に勢力のあった出雲系の一族出雲祝氏がこの地に移住し、ここに氏神として祀ったとする見方が有力である。

神社の名称表記の違いは、おそらく当時の武蔵国司が官社に列せられることを中央官署に上申するとき、出雲祝神社と区別するため「出雲



出雲乃伊波比神社全景



乃伊波比神社」と記載したことによるものとみられている。

往時、当社を支配した別当は、京都の修験者（一般にいう山伏）の総本山聖護院末の長命寺

が明治維新まで務めた。同寺の法印は、男衾、比企、幡羅、榛沢郡のうち48ヵ村の修験を統括する正年行事職で、幕末まで43世にわたる法印が相続した。その間27世良恭法印は文明年間（1469～87年）当社に鹿島明神を勧請して、神社名を出雲伊波比神社から鹿島社と改めた。以後当社が「かしまさま」と呼ばれた所以。これは明治28年に社名が復古されるまで変更されなかった。

麻疹平癒信仰

「八雲橋 かけてそたのめ あらもがさ あかき心を神につくして」 この歌は、麻疹平癒祈願に子を背負って来た母親が詠じたものである。近年ほとんど無くなったが、昭和25年頃までは、我が子の麻疹の軽減を祈る母親が多く訪れ、その信仰圏は江南、熊谷、寄居、川本、嵐山方面にまで及んでいた。祈願の方法は、橋の

下、つまり「橋下」をくぐると、無事に病をやりすごせるという信仰から、まず、社前に架かる八雲橋の下をくぐりながら河底の小石をお守りとして一つ拾い上げ、次いで快癒の願いをかけて川端の柳の枝に紙紐を結ぶのである。当時八雲橋は姿の良い太鼓橋で、くぐりやすいものであったという。

年間行事

年間の行事は、2月下旬の祈念祭、4月17日の春日待、7月14日の八坂祭、10月17日の秋日待、11月26日の新穀感謝祭、12月15日の氷川祭、12月30日の大祓がある。中でも八坂祭は、天王様と呼ばれ、諸病追放の祭として地元板井の若衆連による神輿渡御が行われる。翌16日には村境に巨大な草鞋を付けた竹を立て、追放した諸病が村に再び侵入することを防ぐという信仰上の習わしが行われる。

奈良神社 (延喜式内社)

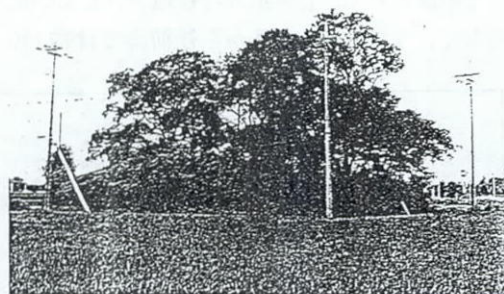
- ・所在 熊谷市中奈良1969(中奈良字寺家)
- ・祭神 奈良別命

この神社の創建は、古文書によると、今から1,200年前の慶雲2年に「式内社」に列されるとあることから、県内有数の古社であるといえる。

由緒・沿革

社伝によると、下野国国造の任を終えた奈良別命は、この地武蔵野の尾花原を開いて美田となし、奈良郷の基を築いたことから、命が亡くなったあと郷民がその徳を偲んで社祠を建てたのが起源といわれる。

祭神である奈良別命とは、崇神天皇の皇子豊城入彦命の四世の孫で、仁徳天皇の御代に下野国の国造に任命されたと伝う。当社の東北約1kmのところにある横塚山と呼ばれる前方後円墳（長径12m、短径11m、高さ3m）は、奈良別



奈良別命の墓所と伝わる前方後円墳

命の墓所であるという伝承がある。

「文徳実録」の記載によると、嘉祥3年（850）5月19日の条によれば、当社は、先の慶雲2年（705）、「陸奥国の蝦夷の反乱に際し、格別な軍功があったとして『式内社』に列す」と

ある。このことは武蔵国が東海道所属となる宝亀2年(771)以前は東山道の所属であったため、兵士の集結所が北武蔵の地に設けられていたことと係わりがあるものと思われる。また、古代、東北地方の支配拠点として築かれた多賀城(宮城県)の城跡出土木簡に、当地を含む幡羅郡一带から兵糧と思われる米が搬入された記録がある。このことが軍功として社格を式内社に列せられた所以として理解できる。

また、祭神である奈良別命の徳として伝わるものに、和銅4年に社地から多量の湧水が奔出し、これを利用した多くの田が潤ったことや、病氣平癒に特に靈驗あらたかとのことなどが古史書に誌されている。

この湧水の地は、社の東北500mほどの所に現在でも残っており、その傍に「和銅4年奈良神社湧水旧蹟」と誌した小さな石碑が立っている。その付近の地名を「沼の上」といっているが、おそらく昔はこの湧水によって相当大きな沼があったことが想像される。

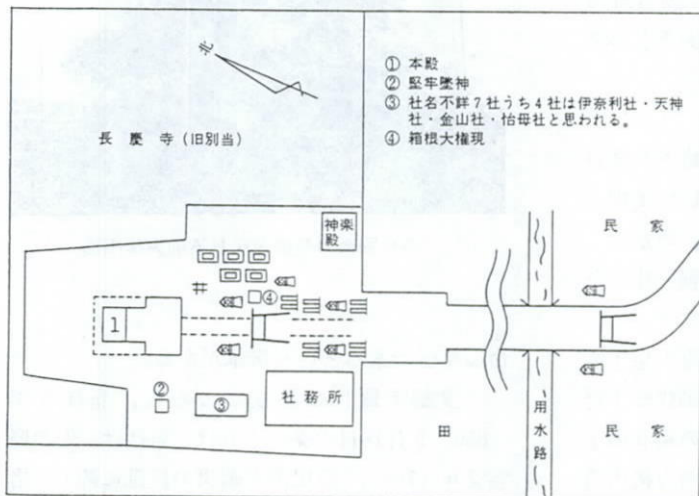
現在の奈良神社は、神域約1,600㎡、社殿は瓦葺のささやかなものであるが、すぐ隣にある旧別当寺であった長慶寺により、明治初期の神仏分離の時期に社地が狭められた形跡がある。

その証として、昔は広大な社地を有していたらしく、今でも一の鳥居から社前までは約400



mあり、その間に鳥居が4つも立っている。またその両側にはいまでは人家と畑になっているが、以前は全て神域であったであろう。

なお、当社は明治初期まで熊野神社と称されていた。中世当社の別当円蔵房という修験者が、熊野権現を招祀したことによる。明治41年に社号を奈良神社に復し、同時に伊奈利神社のほか奈良村地内の9社も合祀し現在に至っている。



建産連だより

—会員団体の動静—

平成5年度優良従業者表彰式挙

社埼玉県電業協会

去る5月21日(金)通常総会終了後、来賓多数を迎え恒例の優良事業者表彰式を行いました。優良従業員(10年以上・成績優秀)として23名、このほか昨年度「建設雇用改善推進月間」行事の“建設業に働く若者からのメッセージ”に応募し、優秀作に選ばれた小沢健一氏を特別表彰いたしました。

優良従業員表彰の受賞者は次のとおりです。

齊藤朗(和泉電設)、浜田久男(浦和電気工事)、増島一夫(おぎでん)、長島茂美(小沢電気工事)、伊藤麻佐昭(国益電設工事)、金井功一(埼玉配電工事)、池沢啓一(埼玉電設)、上野栄一(山東電業所)、高橋洋一(三位電気)、細田保夫(三洋電設)、横山一行(霜田電気)、牛窪たか子(昭和電気工事)、福田佐知子(草加電設)、栗原浩(相馬電業)、鈴木一(大洋電気)、清水正治(積田電業社)、篠原勝造(電成社)、松本博(那須電機工業)、木村通男(万代電機工業)、福原こう子(丸電)、高杉美夫(三津工業)、田中邦弘(ムサン電機工業)、加藤浩二(八洲電業社)。(敬称略)

「イメージアップで苦境を乗り切る」

埼玉県建設大工工事業協会

平成5年2月7日第16期総会は無事に終り、きびしい条件の中、古い殻から脱皮し、新しい時代に対応すべき多くの問題を着実に吸収する事で、向上、前進があるものと考えられる。いまこの協会が推進しているものは、①適正な受注及び会員相互の理解、②技能工の確保、③新

加入会員の促進、④次代を負う青年部の育成、である。まず適正受注に関しては、この業界の本質から、下請受注の適正化である。過度の競争を強えることは、長い目でみてマイナス結果を産み、決して良い結果にはならないなど、当面の問題として切実な願いがこめられている。次に技能工確保のために、技能検定事前講習会の実施、4週6休制の実行、労災上乗保険、資材置場保険の加入により労働者の安全対策に努力している。又後継者問題も単に個々の問題としてではなく、型枠工事全体の役割は幅広いものになりつつあり、従来の「危険、きたない、きつい」のいわゆる3Kの悪名を返上し、明るい働き良い環境にする一端として若い女性の職場進出を計り、「きれい、かっこいい、健康的」の3Kに変わり、若者も建設業を見直し、業界もイメージチェンジを計るための努力をしている現状である。

会員相互の信頼と協力で

難関突破を

(社)日本塗装工業会埼玉県支部

支部会員の皆様にとって平成4年度はどんな年だったでしょうか、バブルが崩壊して大変に厳しい不況の1年だったと言えましょう。

こうした中、事業計画にのっとり研修会、ボランティア等の開催に対して会員各位のご協力により平成4年度埼玉県支部の運営もお蔭様で大変有意義に活動を進めさせて戴くことができました。

又埼玉塗装看板協同組合の皆様と初めての共催で、ソフトボール大会を開催しましたところ、多数のご参加をいただき成功のうちにおえることが出来ましたことを役員一同心から感謝しお礼申し上げます。

又不景気風の吹く厳しい環境下の年を迎えましたが、会員皆様が今こそお互いに知恵を絞りながら、明るく会員相互の信頼と協力のもとで頑張っていきたいと思っております。

総代会で役員改選

埼玉県電気工事工業組合

(1) 認定訓練、普通職業訓練短期課程、電気工事科、第2種電気工事士学科受験コースが5月6日～14日まで第1回、5月27日～6月4日まで第2回、各6日間実施、受講者320名が熱心に聴講した。

(2) 5月19日、総代会を大宮市、組合会館にて開催、役員改選の結果、理事36名、監事3名を選出した。なお、代表理事に大曾根正男が重任した。

定期刊行物

月刊

建設物価

●積算・調達・労務・管理担当者の必携資料

資材の調達・購入・審査や、工事の積算・施工・予定価格の算定などに欠くことのできない有益な資料として、各官公庁はもとより建設業界、民間企業において最も信頼をうけ、広く購読利用されています。

■B5判/約840頁 定価3,300円/〒別
※年間購読料33,360円/〒共
(臨時増刊号年2回・ニュース速報月3回サービス)

月刊

建設統計月報

●建設市場の動きをすばやくキャッチ

建設省の編集による月報で、調査統計の結果を取りまとめた唯一の公表資料です。

建設関連統計、統計解説、建設経済分析研究報告などの記事も掲載。官公庁の行政、民間の事業経営の実務の重責を担う方々に必須の資料。

■B5判/約220頁 定価1,150円/〒別
※年間購読料13,200円/〒共

専門図書

※定価はすべて税込みです。

新刊 道路維持修繕の施工と積算

■B5判/420頁 ●定価5,500円/送料450円

平成5年度版 建設省土木工事積算基準

■B5判/900頁 ●定価8,590円/送料600円

平成5年度版 土木工事積算基準マニュアル

■B5判/920頁 ●定価8,700円/送料600円

平成5年度版 土木工事積算標準単価

■B5判/600頁 ●定価5,500円/送料500円

改訂30版 建設工事標準歩掛

■B5判/1,080頁 ●定価12,000円/送料700円

改訂2版 下水道工事積算の実際

■B5判/410頁 ●定価4,700円/送料450円

改訂5版 土地改良工事の積算と施工

■B5判/570頁 ●定価4,900円/送料500円

●お申し込み・お問い合わせは下記へ●

財団法人 建設物価調査会

〒103 東京都中央区日本橋大伝馬町11-8 (フジスタービル)

電話 (03) 3663-8761(代)

FAX (03) 3663-8768

連合会日誌

- 4月21日 広報委員会
建産連ニュース第56号の発行、第57号の編集案、平成5年度広報・啓発事業について協議
- 4月22日 埼玉県緑化推進協議会に斎藤会長出席
- 4月26日 監事による監査
平成4年度事業、同年度収支決算及び財産管理について監事による監査を実施
- 4月27日 (社)全国建設産業団体連合会の監事監査に斎藤会長出席
- 5月11日 正副会長会議
理事会付議事項について事前協議
- 理 事 会**
平成5年度通常総会次第、総会付議議案、総会招待者等の協議並びに建設業界における企業倫理確立の「決議」案、土曜日の建産連会館の閉館について協議
- 5月13日 (社)埼玉県建設業協会浦和支部通常総会に斎藤会長出席
(社)埼玉県空調衛生設備協会法人設立15周年・創立35周年記念式典に斎藤会長出席
- 5月14日 (社)埼玉県建設業協会通常総会に斎藤会長出席
- 5月17日 (社)埼玉県建築士事務所協会通常総会に立石専務理事出席
(財)埼玉県暴力追放・薬物乱用防止センター理事会に金井常務理事出席
- 5月18日 建設業労働災害防止協会埼玉県支部代議員会に立石専務理事出席
(社)全国建設産業団体連合会理事会に斎藤会長、金井常務理事出席
- 5月19日 埼玉県電気工事工業組合通常総会に金井常務理事出席
- 5月20日 (社)埼玉県測量設計業協会通常総会に金井常務理事出席
(社)埼玉県産業廃棄物協会通常総会に立石専務理事出席
- 5月21日 (社)埼玉県電業協会通常総会に斎藤会長出席
- 5月25日 建設生産システム合理化推進協議会第4回専門委員会
労働時間短縮及び契約締結適正化について協議
- 5月26日 建設産業構造改善推進シンポジウムに斎藤会長出席
- 5月27日 (社)埼玉県宅地建物取引業協会通常総会に金井常務理事出席
- 5月31日 (社)埼玉建築士会通常総会に金井常務理事出席
- 6月1日 埼玉県建設産業構造改善推進協議会に斎藤会長、金井常務理事出席
- 6月2日 通常総会
平成5年度（年14回）通常総会を埼玉建産連会館センターで開催。平成4年度事業報告、同年度一般、特別両会計収支決算、平成5年度事業計画及び同年度一般、特別両会計収支予算並びに役員の補欠選任、建設業の倫理確立「決議」案についてそれぞれ議決、承認した
- 6月11日 (社)全国建設産業団体連合会通常総会に斎藤会長、岡村副会長等が出席。平成4年度事業報告、同年度収支決算、平成5年度事業計画、同年度収支予算、役員の選任等について議決、承認した
さいたま新都心建設促進協議会総会に立石専務理事出席

- 6月16日 埼玉県環境安全施設協会通常総会に金井常務理事出席
- 6月21日 建産連設立促進キャンペーンのため斎藤会長が青森県を訪問
22日 //
- 6月28日 建設生産システム合理化推進協議会第5回専門委員会
労働時間短縮及び契約締結適正化について協議
- 7月1日 講演会
演題：「激動する政治情勢と今後の日本経済を語る」
於：埼玉建産連会館センター3階大ホール
講師：政治評論家 森田 実氏 参加 144名
- 7月8日 ヘルシー埼玉21県民会議理事会に金井常務理事出席
- 7月13日 (社)全国建設産業団体連合会広報・構造改善対策委員会合同会議に金井常務理事出席
平成5年度埼玉県優秀建設工事表彰式に斎藤会長出席

訂正のお詫び

本誌第56号（4月15日付）6頁に所載の県当初予算並びに主要施策の概要を標題とした記事の最上段1行目の下り、「一般会計1兆3,800万円」は、「一般会計1兆5,001億3,800万円」が正であります。校正ミスをお詫びして訂正いたします。
(編集担当 W)

社団法人埼玉県建設産業団体連合会会員名簿（順序不同）

（平成5年7月15日現在）

構成団体名	代表者	所在地	〒	電話番号
(社)埼玉県建設業協会	会長 島村 治作	浦和市鹿手袋 4-1-7	336	048(861)5111
(社)埼玉県電業協会	会長 岡村 喜一	〃	〃	048(864)0385
(社)埼玉県造園業協会	会長 松本 孔志	〃	〃	048(864)6921
東日本建設業保証(株) 埼玉支店	支店長 長谷川忠欣	〃	〃	048(861)8885
埼玉県鉄構業協同組合	理事長 渡辺 健市	〃	〃	048(866)1775
埼玉県電気工事工業組合	理事長 大曾根正男	大宮市宮原町 1-39	330	048(663)0242
(社)埼玉県空調衛生設備協会	会長 今泉 康次	与野市下落合 4-14-11	338	048(855)4111
(社)日本塗装工業会埼玉県支部	支部長 山田 光起	浦和市鹿手袋 4-1-7	336	048(866)4381
埼玉県建設大工工業協会	会長 目黒 有	〃	〃	048(862)9258
(社)埼玉建築士会	会長 坂本 勤	〃	〃	048(861)8221
(社)埼玉県建築士事務所協会	会長 岩堀徳太郎	〃	〃	048(864)9313
(社)埼玉建築設計監理協会	会長 高岡 敏夫	〃	〃	048(861)2304
(社)埼玉県測量設計業協会	会長 柿沼 國治	〃	〃	048(866)1773
(社)埼玉県宅地建物取引業協会	会長 星野 謹吾	〃	〃	048(866)4061
建設業労働災害防止協会埼玉県支部	支部長 清水 茂三	〃	〃	048(862)2542
埼玉県道路舗装協会	会長 松本喜八郎	〃	〃	048(861)9971
埼玉県コンクリート製品協同組合	理事長 日下 銹二	上尾市本町 1-5-20	362	048(773)8171
埼玉県コンクリート圧送事業協同組合	理事長 松野 俊弘	浦和市鹿手袋 4-1-7	336	048(866)4311
埼玉県砂利協同組合連合会	会長 小林 勘市	熊谷市赤城町 2-88	360	0485(22)0333
埼玉県下水道施設維持管理協会	会長 沢田 広	大宮市三橋 2-402	331	048(644)7417
(財)埼玉県環境安全施設協会	会長 清水 義夫	浦和市宿 285-2	336	048(855)2163
(財)埼玉県建築住宅安全協会	理事長 安藤 晃	浦和市鹿手袋 4-1-7	336	048(865)0391
埼玉県内装仕上工業協同組合	理事長 石田 信向	川越市今成町 492-2	350	0492(45)1771
埼玉県総合建設業協同組合	理事長 松江 果	浦和市鹿手袋 4-1-7	336	048(864)2811
埼玉県建設業健康保険組合	理事長 清水 茂三	〃	〃	048(864)9731
埼玉県建設業厚生年金基金	理事長 斎藤 裕	〃	〃	048(866)4331
(社)情報通信設備協会埼玉県支部	支部長 横田 充穂	大宮市浅間町 1-4-4	330	048(642)5771
埼玉県地質調査業協会	会長 田貝 博	浦和市別所 3-32-1	336	048(862)8221
埼玉県生コンクリート工業組合	理事長 田中 瑞穂	浦和市南浦和 3-17-5	〃	048(882)7993
埼玉県設備設計協会	会長 渡辺健治郎	浦和市高砂 3-10-4	〃	048(864)1429

建産連ニュース 第57号

平成5年7月15日発行

発行
社団法人 埼玉県建設産業団体連合会
企画・編集 広報委員会
〒336 浦和市鹿手袋4丁目1番7号
電話 048-866-4301

印刷

東京都北区東田端2-4-4

株式会社 みづほ

『建産連ニュース』データ版ご利用の際のご注意

建産連ニュースのデータ版については、以下の事項をご了解の上、ご利用いただきますようお願い申し上げます。また、当ファイルを閲覧・ダウンロードされる際には、この条項にご了解いただいたものとみなします。

(1) 著作権について

『建産連ニュース』の著作権は、社団法人埼玉県建設産業団体連合会に帰属します。無断での転用・転載を禁じます。

(2) 免責事項

『建産連ニュース』内掲載の記事・広告は、発行当時のものであり、現在の状況とは差違が生じている部分がございますので、ご注意ください。

なお、記載内容に関連し、ご利用者の故意・錯誤により生じたいかなる損害についても、一切の責任を負いかねます。

(3) 配布について

この『建産連ニュース』データ版は、無料で配布しておりますが、著作権者の許可無くしての二次利用・再配布を禁止いたします。

なお、本ページは著作者情報となります。このページを削除することを禁じます。

(4) お問い合わせ

その他、記事内容・ご利用方法について、疑問・質問等がございましたら、下記の当連合会事務局までお問い合わせください。

○お問い合わせ

社団法人埼玉県建設産業団体連合会
事務局

電話 048-866-4301

E-mail somu@sfcc.or.jp

URL <http://www.sfcc.or.jp/>

平成23年2月